

第 3 章 その他

「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」

地域公共人材大学連携事業

News Letter

—第5号 (2010年8月)—

お知らせ

- ☆ 2010年度第1回運営協議会を開催いたしました。
- ☆ 2009年度年次報告書を創刊いたしました。
- ☆ 地域公共人材大学連携事業パンフレットができました。

オール京都で 「地域公共人材」を育て 活用するために——

本事業は、協働型社会に求められるセクター横断型の人材を育成するために、京都の公共政策系学部・大学院をもつ大学ならびに各種自治体・団体等が連携して、教育・研修プログラムおよび履修証明制度を活用した「地域資格認定制度」の開発に取り組むものです。

大学・大学院ならびに研修機関等が提供する教育・研修プログラムにかかる社会的資源の共有を実現し、それらのプログラムが「地域資格認定制度」にふさわしい質を獲得することを目指しています。

この地域資格認定制度の構築により、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる「地域公共人材」を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促し、活力のある地域社会の現出を期待しています。(HPより抜粋)



本事業は、下記の7大学および協力団体とともに行われています。京都文教大学（オブザーバー）、京都府、京都市、（財）京都市町村振興協会、きょうとNPOセンター、（財）大学コンソーシアム京都、（財）京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、（社）京都経済同友会

>>01 目次とお知らせ

>>02 連載「地域公共政策士」への視点（4）

「地域公共人材育成のための教育プログラム
—つなぎ・ひきだす能力—」

——土山 希美枝（龍谷大学）

>>03 えきまえ—論者と視座（4）

「公行政分野における職業教育資格認証
に向けての国際的動向」

——新川 達郎（同志社大学）

>>04 調査活動の報告

「地域公共政策士」プログラムの試行状況
「プログラム座談会」の開催

>>05 研究 NOTE

イギリスの職能資格制度について
小耳情報—

>>06 活動スケジュール（2010.4～2010.7）

運営協議会／幹事会／キャップストーン専門部会
資格フレーム専門部会／FD 検討準備委員会

>>07 活動スケジュール（2010.7～2010.8）

>>08 NOTICE

秋のシンポジウムのご案内

http://www.ryukoku.ac.jp/uni_cola/index.html



京都産業大学

≫02 連載「地域公共政策士」への視点

地域公共人材育成のための教育プログラム—つなぎ・ひきだす能力—

龍谷大学 土山 希美枝

龍谷大学では、地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター（LORC）と NPO・地方行政研究コースとの連携によって、地域公共人材の育成とその能力開発のための科目を試行してきました。とくに、同コースが 2007 年～2009 年に採択された文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」において、特徴ある科目を設置、その効果を確認し、プログラム終了後も継続しています。これらの科目の成果の一部として、「地域公共人材論特別研究」を紹介し、さらに本コースの特徴的な科目をご紹介します。

●「地域公共人材論特別研究」

この科目は、地域公共人材の核となると考えられる「多様な主体をつなぎ、理解や共感をひきだし、政策過程における連携・協力を生み出さう」対話と議論の能力つまり〈つなぎ・ひきだす〉能力を伸長するための科目として設計、2009 年度試行されました。

この科目には、LORC が 2005 年度から実施してきた、市民や自治体職員、地域の企業人など地域の多様な政策主体が「セクターを超えて」議論するワークショップ形式の「市民協働研修」、この研修を大学院科目としてアレンジした「地域公共人材論研究」の経験が反映されています。この研修と科目では、地域課題や政策をめぐるセクターを超えて議論する経験を通じ、その重要性の理解が深まったのですが、参加者からはこの研修／科目の高い効果を支えたファシリテータのその能力を学びたいという声が強くあがりました。

「セクターを超えて連携・協力する」ということが地域公共人材にとって重要な能力であり、それを「促進する」存在の重要性は言うまでもありません。今後、政策過程のそれぞれの段階で、多様な政策主体がかかわればなおさら、対話と議論が重要になっていきます。ファシリテータという明示された役でなくとも、「話し合いを実りあるものにする理念と技法を持った参加者」は重要です。このような能力を〈つなぎ・ひきだす〉能力とし、その伸長のための科目開発にとりくみました。2009 年秋には自治体職員研修として北海道滝川市で、また本コースの科目と亀岡市の職員研修を合同して〈つなぎ・ひきだす〉ファシリテート能力研修を行いました。

この科目では、事前学習、2 日間の集中講義、フォローアップ講義によって構成されます。まず、セクターを超えて〈つなぎ・ひきだす〉能力と地域政策における重要性について学びます。集中講義の 1 日めでは、概論と、あるテーマでの議論を体験し、議論のプロセスを可視化して理解します。2 日めでは参加者すべてがファシリテータとして議論の過程を担い、相互に評価しあいます。そうした力が政策過程の現場や職場でどのように役に立つかを検討したうえで、フォローアップ講義では修得した能力を確認し、その活用について議論しました。参加者の満足度は高く、今年度も正規の科目として開設されています。

本コースの大きな特徴は、近畿圏の約 70 団体との地域連携協定を活用した、「セクターを超える」学びの環境の構築、また理論と実践の架橋です。必修である「NPO 地方行政研究特別演習」では、連携協定による現職社会人院生（約 10 名）と学部卒若手院生、教員とが、それぞれの課題やフィールドをめぐる議論を重ねます。NPO／行政インターンシップでは、担当教員と院生が丁寧に研究課題について話し合い、それに応じたインターンシップ先を、やはり先方との調整を重ねて決定します。3 ヶ月から 1 年にわたる長期の派遣で、準スタッフとして現場を経験し、論文作成につなげます。いずれも、「地域公共人材特別研究」と同様に、既存のさまざまな枠を超えた環境のなかで考え、議論し、異なる主体との〈つなぎ・ひきだす〉を、政策研究とともに修得する科目であり、こうした科目をコースとして重要な位置にしています。

※本事業では、地域の新しい公共人材の育成に必要な仕組みを探るべく、各機関の人材育成の現状報告と意見交換、情報共有を行う場として FD 検討準備委員会（通称:FD）を開催しています。本連載では「紙面上の FD」をコンセプトに、各大学の取組みを紹介します。

≫03 えきまえ—論考と視座



公行政分野における職業教育資格認証に向けての国際的動向

同志社大学 新川 達郎

各国の公務員の世界にもその職業資格や教育に関する基準についての議論が始まっています。というのも、一部の国での幹部公務員の養成を除けば、教育や資格に関して、必ずしも教育方法は確立されているわけではありません、すぐれた公務員としての職業資格基準が明確なわけでもありません。まして、公務員の役割が大きくなってきている南の国々にとっては、効率的に仕事ができる公務員倫理を備えた人材の養成は喫緊の課題なのです。こうした国々にとっては、公正中立にかつ効率的効果的に職責を果たす公務員は、その国の発展を直接的に左右することすらあるからです。ちなみに、発展途上国支援をしてきた世界銀行は支援が有効に働く条件として各国のガバナンスの状況に注目していますが、そこには汚職の根絶や法律による支配の原理が含まれています。

加えて、今日的な状況でいえば、グローバル化に対応して、高品質の行政やパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）に対応できる「卓越した」公務員が求められるようになっていきます。そしてそれは、南の国々だけではなく、新興工業諸国や北の国々でも同様なのです。アジア各国もこの問題を共有しているといっていよいでしょう。世界中で、公務員の職業資格やその教育方法が課題になっているのです。21世紀に入り、国際的にも考えられるべき能力基準やその職業資格の認証としてとらえられるようになってきています。もちろん先進的な事例はあって、すでに米国では全国的な行政教育団体によって、行政大学院の教育プログラム基準やその質保証が行われてきていますが、これもアメリカ国内の社会変化と国際的な動向のもとに改革が進められようとしています（興味深いことに、米国の行政大学院でもNPO向けの人材養成にどう対処するかが課題だそうです）。EUでも同様ですが、これからいよいよこの分野の資格の付与が関係学会や教育関係団体にとって大きな課題になっているところで

す。国際的な動きという点では、国際行政教育研究機関協会（IASIA）が国連とともに設けた委員会があります。正式名称は、「公行政教育訓練における国連とIASIAとの卓越性基準の実現に関するIASIA委員会」というのですが、この数年間にわたって、公務員教育の基準についてそのあり方を検討してきました。そしてその基準に基づいた公務員教育の実施を2010年度に試行的に始めることになりました。さらに2011年には、試行段階の評価を踏まえて、その秋には公式に開始したいということでした。アメリカ行政学会会長であり、この委員会の共同委員長であるフロリダ国際大学教授のメレディス・ニューマンさんは、2011年6月の国際行政学会（ローマ大会）では新たな基準による教育システムの正式の発足を広くアピールしたいと、2010年7月のインドネシアでの大会で彼女の決意を明らかにしました。

戦略連携が目指す地域公共政策士は、おそらく上述した世界的な動向に沿った動きではないかと思われます。国際的に通用する公務の職業資格として、またそれに対応する教育課程としての地位を確立することは、戦略的大学連携支援事業の重要な目的の一つではないでしょうか。そのためにも、また機会を見つけて、「卓越性」の基準についての議論を紹介したいと考えています。

※このページでは、学術的な観点も踏まえ、関連事例の紹介とともに本事業の社会的な位置づけを探っていきます。

≫04 調査活動の報告

●「地域公共政策士」プログラム試行のご報告

今年度4月から3つの大学で、「地域公共政策士」プログラムの試行がスタートしました。学部レベルの第1種プログラムは1つ（京都府立大）、修士レベルの第2種プログラムは7つ（龍谷大学—3、京都府立大学—2、同志社大学—2）が試行されています。

夏休みを目前にして、地域公共人材大学連携オフィス（以下連携オフィス）では、プログラムを提供している各大学ごとに「プログラム座談会」を開催いたしました。現在「地域公共政策士」プログラムを受講されている地域公共人材開発機構（以下機構）の職員の方々にお集りいただき、授業内容や形態について、また、職能教育プログラムのあり方についてなど、率直なご感想やご意見をいただくことができました。また、今後「地域公共政策士」資格の充実のために、どのようなプログラムが必要かなどについても、さまざまなご意見をいただくことができました。

●龍谷大学試行プログラム

日時：7月9日（金） 10:00～12:00

場所：地域公共人材大学連携オフィス

参加者：機構職員8名

受講プログラム名と受講人数：

地域政策形成能力プログラム—2名

協働型くつなぎ・ひきだす>対話議論能力プログラム—6名

環境自治体ガバナンス改革能力プログラム—3名



プログラム座談会の様子

●京都府立大学試行プログラム

日時：7月23日（金） 10:00～12:00

場所：地域公共人材大学連携オフィス

参加者：機構職員10名

受講プログラム名と受講人数：

政策能力プログラム（基礎）—7名

政策能力プログラム（応用）—6名

自治体行財政システム革新能力プログラム—1名

●同志社大学試行プログラム

日時：7月30日（金） 10:00～12:00

場所：地域公共人材大学連携オフィス

参加者：機構職員8名

受講プログラム名と受講人数：

「食農政策士」履修証明プログラム—3名

「地域公共マネジメント」履修証明プログラム—5名

各大学では、例えば、龍谷大学では、今回唯一 NPO と共同開講しているプログラムを提供していたり、政策を実際に作成する能力の育成に焦点をあてた京都府立大学のプログラム、また、現場での実践活動に多くの時間を割いている同志社大学のプログラムなど、それぞれに特徴を持ったプログラムが試行されています。

各プログラムの独自性が授業内容に反映されて、それぞれに違った学びがあるようで、受講生の多くの方々から「満足している」というご感想をいただきました。特に、起業や NPO の立ち上げなどを目指している方々からは、「具体的な起業プロセスや実務的なアドバイスを得ることが出来る」「国内外問わず最新の事例に多く触れることが出来て、参考になる」といったご意見を多くいただきました。実際に政策形成のプロセスを学ぶような授業では、実践的能力が身に付くという実感を持つことができるようです。また、実践的な内容ばかりでなく、自分が行き詰ったときに精神的柱となる社会起業精神など、精神的・哲学的側面を学ぶ科目のニーズも高いようです。さらに、「京都府大と龍谷大の科目を組み合わせると、よりよく理解できた。他大学の科目を組み合わせると履修できればより効果的だ」や「企業や NPO が開く科目を受講したい」という意見もあり、今後は、大学間や民間団体と連携したプログラムが開発されることが望まれます。

この「プログラム座談会」は後期終了するあたりで、もう一度開催する予定です。まだ開講されていない科についてのご意見も総合して、「地域公共政策士」資格制度の普及・改善に役立てていきたいと考えております。

※調査の詳しい資料、報告書等は、オフィスの本棚に所蔵しています。どうぞご自由にご覧ください。

>>05 研究 NOTE

地域資格認定制度の制度設計のモデルとなる イギリスの職能資格フレームワークについて

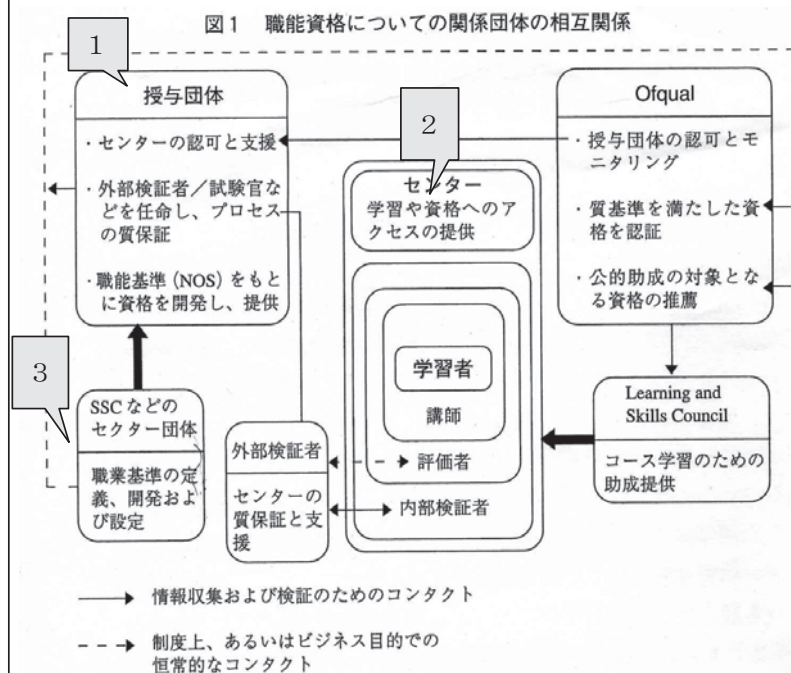
「地域公共政策士」資格制度では、EQF（欧州資格フレームワーク）に対応できるように学習アウトカムの基準を設定することを目指してきましたが、その仕組みそのものは、イギリスの職能と高等教育の資格の仕組みをお手本に開発してきました。そこで、ここでは、そのモデルとなったイギリスの資格フレームワークについてご紹介したいと思います。

イギリスでは、職能資格の長い伝統があり、それを主導してきたのは民間の専門職団体で、そのほとんどがチャリティ団体です。それぞれが固有の社会的ミッションを開発し、政府の介入を受けずに独自の方法で社会貢献をしてきたと言われています。しかし、1980年代になるとその自由な資格制度が、次第に社会的機能を果たさなくなり、政府主導の職能資格改革がおこなわれることになったといわれています。

その起点となったのが、ブレア政権のもとに設置された「資格・カリキュラム局」（QCA）主導で2002年に最初に制定された「全国資格フレームワーク」（National Qualification Framework）です。この仕組みは、職能資格に共通の全国基準を設け、高等教育資格との格差をなくすために開発されました。資格の学習アウトカムを明確にし、外部評価者が学習成果をチェックするようになり、職能教育の質が確保されるようになったのです。

その後、NQFは改訂され、2004年には、9段階にレベル分けされ、高等教育のフレームワークと比較対照できるようになりました。

現在は、EQFの策定に伴い、「資格・クレジット・フレームワーク」（QCF）へ移行中であり、2011年からはすべての認証資格がQCFシステムで運用されるようです。その仕組みは下図1のようになっています。



出所：Monitoring of Vocational Qualifications Annual Report（2005）より作成

出典：小山善彦「イギリスの資格履修制度」2009、p16

1 授与団体 (awarding body)

職能資格の開発及び授与に責任をもっています。政府機関であるOfqualが認可しますが、現在約150団体あります。団体のほとんどがチャリティ目的の非営利会社で、公的助成はなく、収入源は受講生の登録料、センターの認可料などです。

2 センター (プロバイダー)

現場で資格教育や研修を行います。多くはFurther Education College（継続教育カレッジ）ですが、大学、民間の職業訓練会社、市民団体、市役所などもセンターになっています。

3 セクター技能カウンスル(SSC)

産業セクターの民間団体で、政府から認可を受けて業界代表によって運営されています。25の産業分野に設置されています。役割としては、教員研修のガイドや評価基準に使われる「全国職能基準」(NOS)の設定と更新、職能資格を承認する権限も与えられており、産業界が職能資格に強い影響力を持っています。

センターが提供する資格取得のための研修プログラムはユニットと呼ばれ、それぞれ8つのレベルに分けられています。同じユニットでも学習量によって3種類にサイズ分けされているので、学習者は、それぞれの状況に応じたサイズのユニットを履修することが出来ます。履修証明を受けたユニットは「学習者履修記録」に登録され、何らかの理由で学習を中断した場合もその成果が失われることはありません。こうしたユニットの蓄積のシステムは、キャリア転換や求職活動に有効活用できるようです。

ユニットの開発は、授与団体、センターのどちらでも行いますが、その質の保証については授与団体が外部検査員を派遣し監督しています。また、SSAという産業セクターの団体がユニットの開発や評価基準に強い影響力をもっていることは、開発された職能資格が現場のニーズに適したものとなっていると言えるでしょう。

今後日本でも、こうした各セクターが相互に関係し合うシステムがつくられ、様々な状況の人々が資格を取得し就職やステップアップできるようになることを期待したいものです。

≫06 活動スケジュール（2010年4月～2010年7月）

○2010年度第1回運営協議会開催

今年度は事業の補助金機関の最終年度となります。質保証のための細かな整備や、外部団体と連携の在り方、新たなプログラムの開発、本事業の外部評価の実施についての具体的内容や、来年度からの事業継続の可能性や方向性について話し合われました。



第1回幹事会の様子



第2回高校説明会の様子

○第2回高校説明会を開催いたしました。「地域公共政策士」資格の仕組みを説明した後、各大学から、政策系学部の教育内容についてご紹介いたしました。各高校の先生方から大学進学の実現や、進路選択において大学側に求めていることなど、具体的なご意見をいただきました。

4月30日（金） 第1回運営協議会

時間：15時～17時30分

会場：京都駅前オフィス

内容：承認・報告事項

- ・業務委託の承認（データベース化ソフト開発、外部評価の実施、外部団体との連携した教育・研修プログラム開発等）
- ・予算執行状況の報告、

検討事項

- ・履修証明制度導入について
- ・単位互換制度について
- ・北部事業への関わり方について
- ・事業継続について（外部資金獲得の動向について報告）
- ・関係団体とのプログラム開発

参加団体：龍谷大、京都府立大、京都橘大、同志社大、立命館大、京都産業大、京都市、きょうとNPOセンター、京都市景観まちづくりセンター、京都経済同友会、

6月14日（月） 第1回幹事会

時間：10時～12時

会場：京都駅前オフィス

内容：「教育訓練給付制度」への申請について

- ・第2回高校説明会開催の是非及び龍谷大学記念シンポジウムの後援依頼について
- ・機構の業務委託内容について
- ・外部評価の実施について
- ・今後の活動方針について

参加大学：京都府立大、佛教大、同志社大、龍谷大、京都文教大

6月24日（木）同志社大学FD検討準備委員会

「地域公共政策士」プログラム座談会第1回～第3回

7月9日（金）、23日（金）、30日（金）

時間：10時～12時

会場：京都駅前オフィス

参加者：機構職員（延べ25名）

- ・第1回 龍谷大学試行プログラム受講生
- ・第2回 京都府立大学試行プログラム受講生
- ・第3回 同志社大学試行プログラム受講生

7月10日（土）高校説明会

時間：15時45分～16時45分

会場：アバンティホール9階会議室

内容：地域資格認定制度についての説明会議

参加高校・大学：近畿内4高校、龍谷大、京都橘大、京都府立大、佛教大、

≫07 活動スケジュール（2010年7月T～2010年8月）

○2010年度第1回専門部会開催

「地域公共政策士」プログラムの学習アウトカムの定義を、EQF（欧州資格枠組み）が定義しているレベルにそれぞれ対応させながら、日本の地域に合うように定義の見直しを行いました。今後改正を重ねて決定した定義に従いながら、プログラムの質の保証を行っていきます。



「政策評価論特講」の様子



「現代有機農業論」
野菜の食べ比べの様子

「地域公共政策士」試行プログラムの授業に参加させていただきました。各大学、それぞれに特色を生かした授業内容となっていました。

7月12日（月） 第1回専門部会

時間：10時～12時

会場：京都駅前オフィス

内容：地域公共政策士 EQF レベルに対応した学習アウトカム定義案について

参加大学：京都橘大、京都府大、佛大、京産大、龍谷大

7月13日（火）、26日（月）第2回幹事会1回目、2回目 （同内容で開催）

時間：13日 15時～17時 26日 10時～12時

会場：京都駅前オフィス

内容：・外部評価について ・質保証の試行について
・機構の「会員」条件等次年度以降の対応について
・プログラム試行費使途について
・次年度以降の本事業の展開について
・大学連携によるプログラム開発について 他

参加大学：龍谷大、京都府大、京都橘大、同志社大、佛大、京産大、京都文教大

「地域公共政策士」試行プログラム科目見学参加

7月20日 京都府立大 「政策評価論特講」

7月21日 龍谷大 「パートナーシップ論研究」

7月22日 同志社大 「現代農業経営・政策論」

7月22日（木）京都橘大学 FD 検討準備委員会

8月6日（金）第2回専門部会

時間：第1部 10時～12時 第2部 13時～15時

会場：京都駅前オフィス

内容：第1部 「地域公共政策士」共通プログラムについて
第2部 教育プログラムの大学間連携と共同実施・科目提供
などに関する意見・情報交換

参加大学：龍谷大、京都府大、京都橘大、同大、佛大、京産大、京都文教大

大学	京都府立大学	同志社大学	龍谷大学
プログラム名・科目名	政策能力プログラム（基礎） 第1種	地域公共マネジメントプログラム	地域政策形成能力プログラム 第2種
	公共政策実習Ⅰ/政策評価論Ⅰ/公共政策入門Ⅱ/政策評価論Ⅱ/自治体政策特殊講義/市民参加論	第2種 公共政策論/都市政策論/経営哲学/現代社会起業論/地域インターンシップ/地方行政政策論/事業継承	地域開発論研究/地方政府論研究/公共政策論研究/非営利セクター論研/NPO 行政インターンシップ/地域研究発展演習Ⅰ、Ⅱ/環境管理システム論研究
	政策能力プログラム（応用） 第2種	食農政策士プログラム 第2種	協働型対話議論能力プログラム
	地域社会論特講Ⅰ/公共政策論特講Ⅰ/政治学Ⅰ/政策評価論特講Ⅰ/政策評価論特講Ⅱ/地域社会論特講Ⅱ	現代社会起業論/食科学・食育論/自立・自給型生活論/地域インターンシップ/現代有機農業論/食農政策科学論/オーガニック生活・社会デザイン論/現代農業経営・政策論	第2種 NPO 地方行政研究特別演習/パートナーシップ論研究/地域メディア論/地域公共人材論研究/地域公共人材論特別研究
	自治体行財政システム革新能力プログラム 第2種		環境自治体ガバナンス改革能力プログラム（NPO 共同開講） 第2種
	地方財政論特講Ⅰ/行政法特講Ⅰ/地方財政論特講Ⅱ/行政法特講Ⅱ/環境政策特講Ⅱ		環境自治体評価指標/パートナーシップ論研究/持続可能な社会づくりⅠ（研究） Ⅱ政策3実践（NPO 環境市民開講）

「地域公共政策士」試行プログラム一覧

>>08 NOTICE

お知らせコーナー

秋のシンポジウムのご案内！ 各大学では地域社会をテーマにし

たシンポジウムを開催いたします。皆様ふるってご参加ください。

● 「どうする？地域の活性化 - <新しい公共>と公務員の役割 - 」

京都産業大学 法学部 法政策学科 開設記念シンポジウム・パートⅣ

共催：地域公共人材大学連携事業

日時：2010年10月31日（日） 14：00～17：30（13：30開場）

場所：メルパルク KYOTO（京都駅前東）

6階会議室

第1部 木村俊昭氏講演（農林水産省大臣官房企画室・地域活性化伝道師）「地域活性化の動向」

第2部 パネルディスカッション /コーディネーター 中谷真憲氏（京都産業大学准教授）

木村俊昭氏・永井久美子氏（京都市観光局）・小西敦氏（京都大教授）

高橋圭子氏（京都産業大学教授）

お問い合わせ先：京都産業大学法学部事務室

Tel 075-705-1458 E-mail hougaku-jim@star.kyoto-su.ac.jp

入場無料 定員200名
事前申込不要

● 「ともに生きる^{まち}地域づくり - 現場から多文化社会を考える - 」

京都文教大学 人間学部文化人類学科主催シンポジウム

共催：地域公共人材大学連携事業

日時：2010年12月5日（日）13：30～16：45（開場13：00）

会場：キャンパスプラザ京都 第1講義室（京都駅西 下京区西洞院通塩小路下る）

第1部 池上重弘氏講演（静岡文化芸術大学教授）

第2部 事例報告（宇治市平盛地区中国帰国者の事例他）

第3部 パネルディスカッション（コーディネーター 池上重弘氏）

岡田弘樹氏（神戸大学教授）、陳天璽氏（国立民族学博物館）、京都市国際化推進室

多文化共生センターきょうと、松田凡氏（京都文教大学教授）

お問い合わせ先：0774-25-2494 京都文教大学 研究支援課

告知・行事紹介欄のご案内

関係各団体の取組みやイベント情報の告知欄を最終頁に設けます。各機関での取組みの広告版として、本欄をご活用ください。告知内容（日時・場所・主催・コンセプト・問い合わせ先など）と共に、簡単な紹介文や写真なども添えて事務局までご連絡ください。

編集・発行：地域公共人材大学連携オフィス（担当：大石尚子）

〒600-8327 京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル 8F

TEL：075-343-3301 FAX：075-343-3307

—— 平成22年8月 vol.5 ——

「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」

地域公共人材大学連携事業

News Letter

—第6号(2010年12月)—

お知らせ

☆ 2010年度第2回運営協議会を開催いたしました。

☆ 国際シンポジウムを開催いたしました。

オール京都で 「地域公共人材」を育て 活用するために——

本事業は、協働型社会に求められるセクター横断型の人材を育成するために、京都の公共政策系学部・大学院をもつ大学ならびに各種自治体・団体等が連携して、教育・研修プログラムおよび履修証明制度を活用した＜地域資格認定制度＞の開発に取り組むものです。

大学・大学院ならびに研修機関等が提供する教育・研修プログラムにかかる社会的資源の共有を実現し、それらのプログラムが＜地域資格認定制度＞にふさわしい質を獲得することを目指しています。

この地域資格認定制度の構築により、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる＜地域公共人材＞を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促し、活力のある地域社会の現出を期待しています。(HPより抜粋)

本事業は、下記の7大学および協力団体とともに行われています。京都文教大学(オブザーバー)、京都府、京都市、(財)京都府市町村振興協会、きょうとNPOセンター、(財)大学コンソーシアム京都、(財)京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、(社)京都経済同友会



京都産業大学



京都文教大学

>>01 目次とお知らせ

>>02 連載「地域公共政策士」への視点(5)

「文化コーディネーターに託された未来」

——松田 凡(京都文教大学)

>>03 連載「地域公共政策士」への視点(6)

「京都府立大学の政策能力プログラムの取組み」

——窪田 好男(京都府立大学)

>>04 調査活動の報告

「2010年度国際シンポジウム」開催の報告

>>05 研究NOTE

「EQF, ECVET, etc. って何？」

欧州共通フレームワークと単位制度について

>>06～07 活動スケジュール(2010.9～2010.12)

運営協議会／幹事会／専門部会／FD 検討準備委員会

>>08 NOTICE

FD 検討準備委員会開催一覧

今後の予定

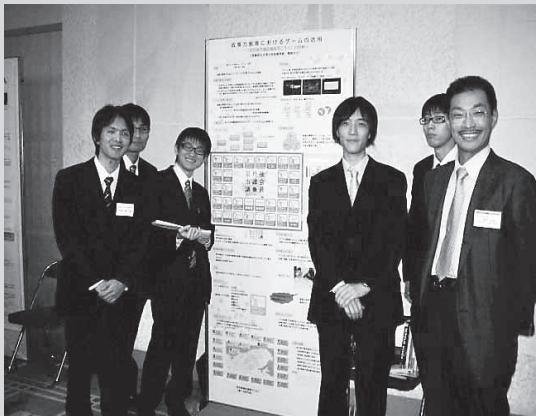
http://www.ryukoku.ac.jp/uni_cola/index.html



≫02 連載「地域公共政策士」への視点 - 1

京都府立大学の政策能力プログラムの取り組み

京都府立大学公共政策学部准教授 窪田 好男



京都府立大学は地域公共政策士向けに3つのプログラムを試行しています。第1種プログラム（学部レベル）の政策能力プログラム(基礎)と第2種プログラム（大学院レベル）の政策能力プログラム(応用)および自治体行財政システム革新能力プログラムです。今回はこの中から、私が担当している政策能力プログラム（基礎）と同（応用）について紹介したいと思います。

政策能力プログラム（基礎）は、京都府立大学公共政策学部の学生や公共政策をはじめ学ぶ社会人をターゲットにしています。この6つの科目（各2ポイント）から構成されるプログラムを修了すれば、学習者は、与えられたテーマについて

適切な施策・事業をつくったり、既存の施策・事業の問題点を発見し修正することができるようになります。具体的には、まず、市民参加論で協働とファシリテーションについて、公共政策入門Ⅱで施策・事業のよしあしの見分け方とよい施策・事業のつくり方を学びます。続いて、自治体政策特殊講義では、学んだことを活かし、京都府等の実例を用いて、施策・事業のよしあしや自分が当事者だったらどのようにしたかを考えます。さらに続いて公共政策実習Ⅰという授業では、具体的な提言相手を定め、グループワークで製作提言を行ないます。そして、政策評価Ⅰ・Ⅱでは、国の政策評価や自治体評価の制度、理論、課題について座学で学ぶとともに、外部評価や事業仕分けの模擬評価を行ないます。国や自治体の評価制度は政策、施策、事業の情報の宝庫なので、政策評価をについて学ぶことは単に評価能力を身につけるだけでなく、施策・事業づくりにも有用です。

政策能力プログラム（応用）は、政策能力プログラム（基礎）を修了した人や行政やNPOで実務を経験し、公共政策について一定の知識や経験を持つ人を学習者として想定しています。このプログラムも6科目（各2ポイント）から構成されており、修了すれば、協働やファシリテーションが必要とされる場面でリーダーシップを発揮することができるようになり、自分で選んだテーマについてよい施策・事業をつくったり見直しを行なったりすることができるようになり、国や自治体の評価制度の改良ができる力が身につく、といったことを目指しています。

次いで、京都府立大学が提供するプログラムならではの特徴について触れたいと思います。

京都府立大学では、第2種プログラム（大学院レベル）の各科目に京都府等の行政職員を研修として受け入れています。第2種プログラムのほとんどの科目は数名、多くても十数名で行われているので、実践経験豊かな行政職員と密な議論を行なうことができます。

第1種プログラム（学部レベル）で政策提言や政策の見直しについて体系的に学べるプログラムを提供していることも京都府立大学の特徴です。政策能力プログラム（基礎）では、公共政策実習が事実上のキャップストーンとなっていることもあり、地域公共政策士のエッセンスを学部時代に学び、身につけることができます。

ビジネススクール等で活用されているケース・メソッドを取り入れたり、自治体評価の外部評価や事業仕分けをシミュレートする模擬評価、政治や政策について学べるゲームを取り入れた教育など、新しい教育手法を積極的に取り入れていることも京都府立大学ならではの特徴といえると思います。

こうしたさまざまな取り組みを通じ、京都府立大学は人々の政策能力をひきだし・伸ばしていきたいですし、政策がわかり・つくれる力は行政職員だけではなく、地域に公共人材すべてに役立つと考えています。

≫03 連載「地域公共政策士」への視点 - 2

「文化コーディネーターに託された未来」

京都文教大学人間学部人類学科教授 松田 凡

文化は今や、さまざまに操作可能な対象である。それを使って人を統合したり、排除したりできる。新しく作って、売ったり、買ったりもできる。下部構造としての経済がそれを決定したり、自然環境によって決められる受け身的な存在ではない。博物館のガラスケースに収める陳列物でもなければ、好事家的な研究の対象物でもない。扱い方次第で、きわめて影響力の大きい、政治的意味をもつ。とすれば、文化がもつ力を十分に認識し、操作し、その結果を役立てる術を身につけた人材を育成することは、大学教育の重要な目的の1つになり得るのではないか。京都文教大学人間学部文化人類学科で「文化コーディネーター養成プログラム」を構想した背景には、こうした文化に対する見方の変化があった。

私たちはこのプログラムの目的を、「文化資源や文化情報に関する総合的な情報知識力・技術力・企画推進力を備えた、文化の専門家として地域社会に貢献できる文化コーディネーターの養成」としている。この制度は、2008（平成 20）年度文部科学省の「質の高い大学教育プログラム」（教育 GP）に採択された、「文化コーディネーター養成プログラム～『モノ・ひと・地域を活かす大学ミュージアム』を活用した実践的人材育成教育」として、学内の修了認定として始まった。要件としては、フィールドワーク関連科目など総計 30 単位に加え、「大学ミュージアム」における実践活動報告書の提出によって認定される。2011 年度からは、若干のマイナーチェンジを受け、さらに「地域公共政策士」の資格教育プログラム（第 1 種）としても動き出そうとしている。



この人材育成の基礎となるのは、「飛び込む・近づく・相手の立場に立つ・ともに創造する」という 4 つのステップを踏んで到達をめざす、文化人類学的な実践フィールドワークである。公共政策ということばを意識していえば、狭義の政策提言に留まらず、課題発見→地域主体との協働→結果を出す、ということをめざしている。その活動は、もちろん行政との関わりは深いが、むしろ地域に住む人びととの協働作業によって生まれてくるものを成果とする。自らを地域活性化の担い手として自覚し、活動する市民を育てるというコンセプトである。

この人材育成の基礎となるのは、「飛び込む・近づく・相手の立場に立つ・ともに創造する」という 4 つのステップを踏んで

到達をめざす、文化人類学的な実践フィールドワークである。公共政策ということばを意識していえば、狭義の政策提言に留まらず、課題発見→地域主体との協働→結果を出す、ということをめざしている。その活動は、もちろん行政との関わりは深いが、むしろ地域に住む人びととの協働作業によって生まれてくるものを成果とする。自らを地域活性化の担い手として自覚し、活動する市民を育てるというコンセプトである。

近年、文化人類学の下位分野として、公共人類学 Public Anthropology ということがいわれる。学校や病院、福祉の現場といった公共の場における人類学の応用について考える分野とされるが、私たちはこの言葉にもっと積極的な意味をもたせたいと考えている。つまり、まちづくりや地域活性化の軸となる、新しい公共性の創出過程に関わる分野として公共人類学を位置づける。そして、よりよい社会の実現に向け、人材育成や教育が研究とともにもう一方の車輪として機能する学問であってほしいと願っている。「文化コーディネーター」は、その前進のための牽引役となるにちがいない。

※本事業では、地域の新しい公共人材の育成に必要な仕組みを探るべく、各機関の人材育成の現状報告と意見交換、情報共有を行う場として FD 検討準備委員会（通称：FD）を開催しています。本連載では「紙面上の FD」をコンセプトに、各大学の取組みを紹介します。



≫O4 活動の報告

2010 年度国際シンポジウム

「生涯教育社会実現に向けた職能教育と高等教育が果たすべき役割とは」開催のご報告

今私たちは経済不況の中、様々な社会問題を抱えています。本事業では、そうした社会に求められる人材を育成するために日本の高等教育が果たすべき役割とはどのようなものか、また、本事業が開発する資格制度が、どのように寄与していくか、日本のこれから目指す教育社会の在り方を探るべく、「生涯教育社会実現に向けた職能教育と高等教育の役割について—EU 共通フレームワーク（EQF）開発の現状から—」というテーマで、国際シンポジウムを開催しました。当日は、文科省や自治体、本事業関連団体、高等教育機関関係者、大学教員、大学院生、「地域公共政策士」プログラム受講生など、約 50 名の方々にご参加いただきました。



第1講演：イザベル・ル・ミュラーさん（Cedefop プロジェクトマネージャー） 「EUにおける生涯学習とイノベーションのための手段について」

EUが目指している労働市場にマッチした人材を育成するためのシステム開発と、そうした人材が国を超えて適所で活躍できるようにするために開発された欧州共通フレームワーク（EQF）の運営の現状についてご報告いただきました。EU 各国では国内にすでに資格フレームワークとクレジットシステムを持っていて主張が強い。ため、合意形成にはかなりの時間をかけているようです。（ドイツなどは、会議に参加してもらうまでに、3 年もかかったそうです。）

第2講演：パトリック・ウェルキンさん（元 OECD シニア・エコノミスト） 「OECD 諸国における共通フレームワーク、

公式外・非公式学習と学習アウトカムの認証について」

教育システムや教育政策と経済システムの関係を専門に研究されているウェルキン氏の講演では、より多くの人が仕事を得るチャンスを得るためには、教育制度の中で正式に受ける教育以外に個人が受ける公式外・非公式学習を社会的に認められ、隠れた能力が評価されるシステムを開発することが必要性であり、日本においては、その可能性が大いにあるというお話をいただきました。



後半は、講演者とパネリストを交えてのディスカッションが行われました。コメントーターの職業能力開発総合大学校の岩田氏からは、厚労省と共に開発をめざしている日本版資格制度（JQF）の構想のご紹介と、現代の就職難の時代に、より質の高い職能教育の必要性和、その発展のために高等教育機関との連携の重要性について発表いただきました。高等教育と職能教育の橋渡しをどうするかという点については、EU では、職能教育は、そのイメージ向上と教育内容のレベルアップ、高等教育機関には労働市場や社会的ニーズにあった教育プログラムが求められており、どちら側もが、労働市場へのマッチングを目指しているの、ここに高等教育と職能教育がより近づく可能性があるとの説明がありました。

本事業が進めてきた地域資格制度についても提言をいただきました。学習の評価基準については、地域の歴史、風土、伝統といった特性をよく分析した上で、独自の評価基準をつくることに 5 年、10 年のスパンで取り組むことが必要であり、また、資格制度について社会的な理解と普及のためには政府の管轄を超えた協力体制をつくること、多様なステークホルダーが円卓を囲み、時間をかけて議論していくプロセスが大切との指摘をいただきました。EU が求める教育社会像と、資格制度の関係性について理解が深まったとともに、EU との比較によって、日本が置かれている立場や課題が明確になり、本事業で進めている資格制度の必要性を確認する機会となったのではないのでしょうか。

>>05 研究 NOTE

EQF、ECVET etc. て何？

EUにおける共通資格フレームワークと単位制度 (Credit System) について

これまで、ヨーロッパ共通資格フレームワーク (EQF) について触れてきましたが、それ以外に欧州共通の制度があります。ここでは、その共通フレームワークやシステムと、EU 各国で、その共通システムの導入がどこまで進んでいるかご紹介したいと思います。

ヨーロッパでは、職能教育と高等教育それぞれに、資格を認証するためのフレームワークと、クレジットシステムの共通枠組みを設置しています。下表はその一覧です。

	単位制度(credit system)	資格フレームワーク(Qualifications Frameworks)
職能教育	ECVET (2009 年設置) (European Credit System for Vocational Education and Training) 職業教育訓練の欧州単位制度	EQF (2008 年設置) (European Qualification Framework) 欧州共通資格フレームワーク
高等教育	ECTS (1989 年設置) (European Credit Transfer System) 欧州単位交換制度	EHEA Framework / Bologna Framework (2005 年設置) (European Higher Education Area Qualifications Framework) 欧州高等教育圏資格フレームワーク / ボローニャ・フレームワーク

このような EU 共通のフレームワークや単位制度の設置は、EU 各国に参照することを勧告することによって、自国の教育制度の見直しや国内の資格フレームワークの開発のきっかけとなります。つまり、こうした EU の共通の基準の設置は、各国の教育システム改革を促進させる、いわば触媒の役割をはたしていると言えるでしょう。

EU 各国の導入状況は各国まちまちですが、EQF が設置によって、自国の資格フレームワークを有していたイギリスやフランスなどでは、EQF を参照した制度改革が進み、一方独自の職能教育システムをもっていたドイツ、デンマークなどでは最初難航したようですが、現在は EQF 参照に積極的になっているようです。

また、今後の EQF と EHEA フレームワークの関係性ですが、EHEA は、高等教育の資格のみを対象にしているのに対し、EQF はすべての資格を対象としていることから、EQF は職能教育、高等教育を包括するメタフレームワークとなる可能性があると言えるのではないのでしょうか。

●Cedefop ってどんなところ？



することを目的としており、事実観察やその分析に基づいた政策形成を行っています

Cedefop (欧州職業訓練開発センター European Centre for the Development of Vocational Training) は、欧州連合 (EU) の公的機関の一つで、欧州における職業教育及び訓練 (VET) の発展と促進を目的に、1975 年にベルリンに設立されました。現在は、ギリシャ第 2 の都市テッサロニキに移設され、ブリュッセルにリエゾンオフィスがあります。

Cedefop は EU 機関の中でも最初に専門化、分権化されましたが、特定分野に科学的技術的ノウハウを提供し、EU 諸国の間でアイデアの交換を促進



≫06 活動スケジュール（2010年9月～2010年11月）



第3回幹事会の様子

○第4回幹事会

「地域公共政策士」資格プログラムの来年度の本格的スタートに向けて、共通プログラムの具体的内容や社会的認証評価の試行、また、各大学と（財）地域公共人材開発機構との関係性の明確化など、資格制度の具体的な運営体制の整備について議論されました。



Cedefop 訪問の様子



CNAM 訪問の様子

国際シンポジウム開催のためのミーティングとEU教育制度改革の現状についての調査のため、EU機関ならびにフランス職能教育推進機関（CNAM）を訪問し、現地研究者と講演者を交えてミーティングを行いました。

○現在、京都府北部地域・大学連携設立研究会では、京都府の主導のもと、北部地域と大学が協働するプラットフォームの設立を目指しています。本事業としても、地域公共人材育成のためのフィールドとして、大学連携で関わっていくことが期待されます。

9月27日（月） 第3回幹事会

時間：10時～12時

会場：京都駅前オフィス

内容：承認・報告事項

・予算執行状況の報告、

検討事項

- ・資格プログラムの認証手続きと期日について
- ・共通プログラム・キャップストーンの内容について
- ・今後のオフィス継続について
- ・国際シンポジウムの開催について
 - i EQFの役割について
 - ii キャップストーンについて
- ・教育訓練給付金制度の申請について

参加団体：龍谷大、京都府立大、京都橘大、同志社大、佛教大学、立命館大、京都産業大、京都文教大学、LORC、事務局、

10月6日（水）佛教大学FD検討準備委員会

10月21日（木）同志社大学FD検討準備委員会

10月24日（日）龍谷大学FD検討準備委員会

10月25日（月） 第4回幹事会

時間：15時～17時

会場：京都駅前オフィス

内容：・予算執行状況について

- ・「地域公共政策士」資格発行・運営における課題整理
- ・キャップストーンの具体的内容について
- ・専門部会設置について
- ・社会的認証評価基準、解説書、学習アウトカム表の検討
- ・データベースの仕様について

参加大学：京都府立大、佛教大、同志社大、龍谷大、京都文教大

10月31日（日）京都産業大学FD検討準備委員会

11月2日（水）CNAM（フランス・パリ）ヒアリング調査 国際シンポジウムミーティング

11月4日（金）Cedefop（ギリシャ・テッサロニキー） ヒアリング調査・ミーティング

11月8日（月）13時30分～15時30分 京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会 第3回会議

会場：福知山庁舎中丹西保険所講堂

参加団体：京都府、福知山市、京丹後市、亀岡市、龍谷大、京都精華大、機構

内容：京都北部・大学連携機構（仮称）構想の推進について
・分科会の設置について

≫07 活動スケジュール（2010年11月～2010年12月）

○キャップストーン科目開設に向けて（第3回、4回専門部会開催）
これまでの専門部会では、「地域公共政策士」資格取得のための仕上げ科目として設定されている共通プログラムの具体的内容について話し合われてきました。

第3回会議では、課題解決型実践科目であるキャップストーン科目についての具体的な内容や運営体制について、また、第4回会議では、キャップストーンの受け皿となる新たなフィールドの開拓について、経済団体や中小企業との関連の深い方々にご意見をいただきながら、今後の可能性を探りました。

今後は、商工会等に訪問し、現場の具体的課題ニーズについて調査する予定です。



国際シンポジウムの様子

○第2回運営協議会を開催しました

本年度行ってきたプログラム開発や社会的認証評価の仕組みづくり、オフィス閉鎖に伴う費用負担等、これまでの取り組みの総括と、今後の本事業運営と展開について話合われました。これから年度末に向け、社会的認証評価基準のや学習アウトカム基準の確定や、本事業の外部評を実施し、来年度の資格制度本格スタートに向けて準備を進めていきます。



第2回運営協議会

11月22日（月） 第3回専門部会

時間：15時～17時

会場：京都駅前オフィス

内容：キャップストーンプログラムの内容について

参加大学：京都府大、同志社大、京産大、龍谷大

11月25日（木）京都橘大学FD検討準備委員会

11月29日（月）13時30分～15時30分

京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会

第1分科会「地域振興」

会場：福知山総合庁舎2階第3会議室

12月5日（日）京都文教大学FD検討準備委員会

12月6日（月）第4回専門部会

時間：10時～12時

会場：京都駅前オフィス

内容：産業界と連携したキャップストーンの新たな受け皿の開拓について

参加大学：龍谷大、立命館大

アドバイザー：圓山氏（京都経済同友会）、中森氏（立命館大）

12月10日（金）国際シンポジウム

時間：13時30分～17時30分

会場：龍谷大学深草学舎21号館101教室

テーマ：「生涯教育社会実現に向けた職能教育と高等教育の役割について—EU共通資格フレームワーク開発の現状から—」

講演者：イザベル・ル・ミューラー氏

パトリック・ウェルキン氏

報告者：富野 暉一郎氏

（龍谷大学教授、地域公共人材大学連携事業代表）

パネリスト：岩田 克彦氏（職業能力開発総合大学校教授）

コーディネーター：白石 克孝氏

（龍谷大学教授、LORCセンター長）

12月11日（土）同志社大学FD検討準備委員会

12月13日（月）10時30分～12時30分

京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会

第2分科会「観光振興」

会場：福知山総合庁舎2階第3会議室

12月16日（木）15時～17時

京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会

第3分科会「人材の育成と活用」

会場：福知山総合庁舎2階第3会議室

12月17日、24日（金）第2回運営協議会（同内容で開催）

時間：17日15時～17時、24日13時～15時

会場：京都駅前オフィス

参加団体：龍谷大、京都府立大、京都橘大、同志社大、佛教大、立命大、京産大、京都文教大、京都府、京都市、京都商工会議所、京都経済同友会、京都市景観・まちづくりセンター、きょうとNPOセンター

内容：予算執行状況について/オフィス費用について/データベースについて/会費と社会的認証手数料について/本事業の今後の展開について他

≫08 NOTICE

各連携大学では、来年度の「地域公共政策士」資格制度スタートに向けて、FD 検討準備委員会を開催してきました。下表は、その一覧です。

構成大学によるFD検討準備委員会開催一覧表

担当大学	日程	テーマ
同志社大学	6月24日(木)	「現内閣における地域主権改革」
京都橘大学	7月22日(木)	「地域公共人材大学連携事業について」
佛教大学	10月6日(水)	「地域公共人材大学連携事業について」
同志社大学	10月21日(木)	「震災復興・被災者支援と憲法」
龍谷大学	10月24日(日)	「未来に向けた地域力の創造ー緑の分権改革の活動を通してー」
京都産業大学	10月31日(日)	「どうする？地域の活性化ー＜新しい公共＞と公務員の役割ー」
京都橘大学	11月25日(木)	「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムに係る学習支援に関する研究会」
佛教大学	11月29日(月)	「中山間地域活性化の取り組み・宮津市の事例」
京都文教大学	12月5日(日)	「ともに生きる地域(まち)づくり ー現場から多文化社会を考えるー」
同志社大学	12月11日(土)	「政策系大学院での学修とキャリア形成への活用」

お知らせコーナー

入場無料
定員 100 名

●(開催予定) 国際シンポジウム&ワークショップ

「実践力養成教育による地域づくりー米国のキャップストーンプログラムに学ぶ」

日時：2011年2月28日、3月1日

会場：2月28日ー龍谷大学

：キャンパスプラザ京都(予定)

本事業が開発する「地域公共政策士」資格プログラムには、米国の大学院で「大学院での勉強の総仕上げ」として行われている実課題解決型実践プログラム、キャップストーンを取り入れています。1日目のシンポジウムでは、米国から公共政策系大学院からキャップストーン科目の関係者による講演、そして2日目は、日本国内でキャップストーンに取り組む大学関係者を交えて、米国のキャップストーンの現状と日本における可能性について、ワークショップ形式での討論会を開催する予定です。

告知・行事紹介欄のご案内ー

関係各団体の取り組みやイベント情報の告知欄を最終頁に設けます。各機関での取り組みの広告版として、本欄をご活用ください。告知内容(日時・場所・主催・コンセプト・問い合わせ先など)と共に、簡単な紹介文や写真なども添えて事務局までご連絡ください。

編集・発行：地域公共人材大学連携オフィス(担当：大石尚子)

〒600-8327 京都市下京区西洞院通塩小路上路東塩小路町 608-9 日本生命京都三哲ビル 8F

TEL：075-343-3301 FAX：075-343-3307

—— 平成22年12月 vol.6 ——

「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発」

地域公共人材大学連携事業

News Letter

—第7号 (2011年3月)—

お知らせ

☆2011年4月から「地域公共政策士」資格制度スタートします

☆国際シンポジウムを開催いたしました

☆事務局が移転いたします

オール京都で 「地域公共人材」を育て 活用するために——

本事業は、協働型社会に求められるセクター横断型の人材を育成するために、京都の公共政策系学部・大学院をもつ大学ならびに各種自治体・団体等が連携して、教育・研修プログラムおよび履修証明制度を活用した「地域資格認定制度」の開発に取り組むものです。

大学・大学院ならびに研修機関等が提供する教育・研修プログラムにかかる社会的資源の共有を実現し、それらのプログラムが「地域資格認定制度」にふさわしい質を獲得することを目指しています。

この地域資格認定制度の構築により、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる「地域公共人材」を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促し、活力のある地域社会の現出を期待しています。(HPより抜粋)

本事業は、下記の7大学および協力団体とともに行われています。京都文教大学(オブザーバー)、京都府、京都市、(財)京都市町村振興協会、きょうとNPOセンター、(財)大学コンソーシアム京都、(財)京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、(社)京都経済同友会



京都産業大学



京都文教大学

>>01 目次とお知らせ

>>02~03 活動の報告

「2010年度国際シンポジウム」part2開催の報告

>>04 活動スケジュール(2011.1~2011.3)

運営協議会/幹事会/外部評価委員会
/座談会

>>05~07 座談会開催の報告

「地域公共人材大学連携事業-3年間を振り返って」
~これまでの軌跡を振り返り、今後の展望を語る~

>>08 NOTICE

2011年度「地域公共政策士」

資格プログラムのご紹介(予定)

事務局移転のお知らせ

<http://www.ryukoku.ac.jp/uni cola/index.html>



(代表校)
龍谷大学



京都府立大学



京都大学



同志社大学



佛敎大学



立命館大学

≫02 活動の報告—国際シンポジウム part2

国際シンポジウム

「実践力養成プログラムによる地域社会作り —米国公共政策大学院のキャップストーンに学ぶ—」

戦略的大学連携事業は、「地域公共政策士」資格制度と教育・研修プログラムの開発を進めてきましたが、来年度からはこの資格教育プログラムの要の科目でもあるキャップストーンの試行が始まります。キャップストーンとは、アメリカの公共政策大学院で広く実施されている実課題解決型実習プログラムです。わかりやすく言えば大学院生によるコンサルティング業といったところでしょう。「地域公共政策士」資格プログラムでは、このキャップストーンを必須科目としており、地域社会の課題を解決していくような実践的能力を身に付けることを目的としています。今回の国際シンポジウムは、日本ではほとんど知られていないキャップストーンについてのイメージを、より多くの方々と共有し、また同時に、「地域公共政策士」資格制度についてもその意義と目指すところを理解していただくことを目的に開催いたしました。

ジョージワシントン大学大学院、ニューヨーク大学ワグナー公共政策大学院でそれぞれキャップストーンを担当している先生方をゲストスピーカーとしてお迎えし、一日目は先生方の講演とパネルディスカッションを中心として行われました。また、2日目は、実際どのようにキャップストーンが行われているか、実務的な面も含めて理解を深める為にワークショップ形式で進められ、将来キャップストーンを受け入れる側となる地域社会の方々、これからキャップストーンを実施していく大学関係の方々それぞれに収穫のあるシンポジウムとなったようです。アメリカと日本の社会の在り方の違いなどを考えると、アメリカで実施されているキャップストーンプログラムをそのまま日本で実施することは難しく、日本の現状に見合ったキャップストーンのカリキュラム作りが必要となります。今回のシンポジウムでは、多くのことを学ぶことができましたが、今後取り組まなければならない課題も見えてきたと言えるでしょう。

今後、このキャップストーンの意義が大学関係者のみならず、地域社会により広く理解され、産官学民が人材育成という共通の目的を持って協力していく中で、「地域公共政策士」資格が社会で認知され、活用されるようなものに発展していくことを期待したいところです。

1日目 講演シンポジウム

日時：2011年2月28日(月曜日) 13:00～16:30

場所：龍谷大学深草学舎 21号館 402教室

参加者数：68名

プログラム：

☆オープニング 主催者挨拶／富野暉一郎(龍谷大学教授／地域公共人材大学連携事業代表)

☆講演1 ローリー・A・ブレイナード氏(ジョージ・ワシントン大学大学院トラクテンバーグ校准教授)

「ジョージ・ワシントン大学におけるキャップストーンプログラムの実践と成果」

☆講演2 スティーブン・シャル氏(ニューヨーク大学ワグナー公共政策大学院特任助教授)

「ニューヨーク大学におけるキャップストーンプログラムの枠組み、地域課題への提案」

☆報告 富野暉一郎(龍谷大学法学部教授／一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)

「京都における『地域公共政策士』制度の創設とキャップストーンプログラムの導入」

☆ディスカッション コーディネーター：青山公三氏(京都府立大学教授)

パネリスト：ブレイナード氏、シャル氏、富野暉一郎



シンポジウムの様子

≫03 活動の報告（国際シンポジウム part2）



ローリーA プレイナード氏

ジョージワシントン大学大学院でキャップストーン専任教授を務めるプレイナード氏には、アメリカ全体のキャップストーンの動きについて解説していただきました。キャップストーンは、教育プログラムにとりいれられてから15、6年という新しいプログラムということでした。「学んできた専門知識や理論などを、どのように実社会の課題解決に活用していくかというところが、一番大切であり、難しいところ」と強調されていました。

また、キャップストーンを修了していると就職にも有利ということで、大学院で採用されているということでした。ジョージワシントン大学大学院で特徴的だったのは、「学生がクライアントを選ぶ」ということです。これは、学生が自分たちがやりたいと思う提案を関連団体などに送り、クライアントを募るというものです。1つのグループが約30のクライアントから返答を得るケースもあったそうです。また、それぞれのプロジェクトのマネジメントやケアを、キャップストーンを経験した博士課程の大学院生に任せていることも特徴的と言えるでしょう。



都市計画の専門家であるシャル氏は、コンサルティング会社を経営し、ニューヨーク大学で毎年1つのキャップストーンを担当しておられます。講演ではまず、ニューヨーク大学で実施されているキャップストーンプログラムの概要を説明していただきました。

それによると、ニューヨーク大学ワグナー校では、キャップストーンは現在、必須のプログラムとなっており、年間81のプロジェクトチームを立ち上げているそうです。各チームは4～5人から成り、400人程度の学生が参加する大きなプログラムようです。またヨルダンやマリ、ペルーなど海外のプロジェクトも実施しており、そうしたケースでは、クライアントが、キャップストーンを要請し、費用負担を行う場合もあることが紹介されました。国内でのキャップストーンもヘルスケア、子ども・若者へのサービス、環境問題など、非常に多様です。

続いてシャル氏は、雇用主にとって、キャップストーンが魅力的なプログラムである理由について次の点を指摘されました。①技術用語の早期の習得②会社や上司のニーズを達成する協力者となる③複雑な業務をマネジメントする能力の獲得—をキャップストーンがもたらすことや、全米大学・雇用主協会(National Association of College and Employers: NACE)による、「雇用者に求める資質についての調査」で上位となった、コミュニケーション力、人間関係構築力、チームワーク、分析力、柔軟性、適応能力などが、キャップストーンに求められる能力と重なっていることといった点です。そして何より大切なことは、大学教員と大学事務、学生、クライアントがお互いに協力し信頼できる体制をつくることだと強調されました。

2日目ワークショップ

朝10時から午後4時までと、長時間にわたるワークショップには、大学関係や自治体、地域団体などから20名の方々にご参加いただきました。午前中はプレイナード氏、シャル氏にチーム形成のやり方や、成績評価のやり方など具体的なプログラム進行の方法について講義していただき、午後からは、きょうとNPOセンターのファシリテーターの方々の進行のもと、大学の実務に関する関心を持つ第1班、クライアントとの連携に関心を持つ第2班に分かれて、プレイナード氏、シャル氏それぞれへの質問事項をまとめていくワークを行いました。ここでは、参加者どうしが話し合う中でキャップストーンに対する理解を深める機会になったのではないのでしょうか。その後、質問事項を全員で共有しながら、一問一答形式による質疑応答が行われました。「キャップストーンの主眼は教育におかれているのか、コンサル的なものにおかれているのか」という問いにプレイナード氏は、「クライアントとの関わり、文献を読むなど、全ての活動が学び」と説明され、「学んできたことを、どう現場に活用していくのか」という質問には、「プロジェクト成功の鍵は、理論を実際にどのように実践に落とし込んでいくかという点であり、この点がまさにキャップストーンの目的であり中心である。」と回答。

この2日間にわたるシンポジウムを通じて、参加者からは「キャップストーンの全体像がよくわかった」という感想をいただきました。とりわけ、米国におけるキャップストーンの具体的な運営方法や、学生、クライアント、大学にとってのキャップストーンの価値について理解することができたのではないのでしょうか。また、運営費をどうするかなどの具体的な課題も見えてきました。今後、「地域公共政策士」資格制度を本格的なものとしていくうえで、大切な論点が示されたといえるでしょう。

≫04 活動スケジュール（2011年1月～2011年3月）

○第2回プログラム座談会を行いました。夏の実施に引き続き、今年試行された資格プログラムを受講された地域公共人材開発機構の職員の皆様にご協力いただき、座談会形式でお話を伺いました。今後のプログラムの改善に活かして生きたいと考えています。



第2回 プログラム座談会の様子



国際シンポジウムワークショップの様子

○「地域公共人材大学連携事業」第3回運営協議会を開催いたしました。これまでの本事業の総括と来年度に向けての課題整理と運営体制について話し合われました。運営体制についてはこれまでの体制を踏襲するかたちで進めていくことに決定いたしました。



第3回運営協議会

1月7日（金）10時～12時

第2回「地域公共政策士」プログラム座談会

1月15日（土）第1回外部評価委員会

時間：10時～12時 会場：京都駅前オフィス

内容：外部評価の目的と方法について

今後の作業手順について スケジュールの決定

1月31日（月）第5回幹事会

時間：午前の部 10時～12時 午後の部 15時～17時

会場：京都駅前オフィス

承認・報告事項 予算執行状況の報告・キャップストーンに関連した経済団体訪問について・京都北部事業について（他）

検討事項 国際シンポジウムの開催について・共通プログラムの内容について・オフィス移転について

参加団体：龍谷大、京都府立大、京都橘大、同志社大、立命館大、京都産大、京都文教大、LORC、事務局、

2月4・23・25日 社会的認証評価試行に係るヒアリング調査（京都府立大・龍谷大・同志社大）

2月28日（月）、3月1日（火）国際シンポジウム開催

2月17日（木）第2回外部評価委員会

時間：10時～12時 会場：京都駅前オフィス

内容：評価項目の検討、執筆分担、今後の日程

3月4日（金）座談会

時間：14時～15時 会場：龍谷大学紫光館5階会議室

3月4日（金）第6回幹事会

時間：15時～17時 会場：龍谷大学紫光館5階会議室

承認事項・報告事項 試行評価ヒアリングについて・データベース設置・来年度の教育プログラムについて

検討事項 共通プログラムの内容について 来年度の運営体制

参加大学：龍谷大、京都府大、同志社大、京都産大、京都文教大

3月4日（金）17時～19時

京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会
大学ワーキング

3月10日（木）13時30分～15時30分

京都府北部地域・大学連携（仮称）設立研究会
第4回会議

3月10日（木）第3回外部評価委員会

時間：10時～12時 会場：龍谷大学深草キャンパス

内容：ヒアリング調査報告、委員作成書類による事業の評価検討

3月14日（月）第3回運営協議会

時間：13時～15時 会場：龍谷大学紫光館会議室

承認事項・報告事項 予算執行状況について

審議事項 来年度の運営体制

参加団体：（社）京都経済同友会、（財）京都市景観・まちづくりセンター・きょうとNPOセンター 連携大学

≫05 座談会の報告

「地域公共人材大学連携事業-3年間を振り返る」

～見えてきた課題と今後の展望について～

「地域公共人材大学連携事業」（以下連携事業）は、平成20年文部科学省「戦略的大学連携事業」に選定され、地域社会に求められる公共人材を育成するための教育システムとして、地域認定資格制度の開発を手探りの中進めてきましたが、ようやく来年度には「地域公共政策士」資格制度がスタートすることになりました。

そこで今回は、これまでの連携事業の軌跡を振り返りながら、来年度スタートする地域資格制度の可能性について探るべく、連携大学の先生方をお迎えして、座談会を開催しました。事業立ち上げからここに至るまでを思い返しなが、今後の資格制度の発展に向けての課題や展望についてお話いただきました。



「地域公共人材大学連携事業 座談会」

日時：2011年3月4日（金）

会場：龍谷大学深草キャンパス

紫光館 5階会議室

参加者：富野 暉一郎（龍谷大）／白石 克孝（龍谷大）

石田 徹（龍谷大）／窪田 好男（京都府立大）

新川 達郎（同志社大）／武蔵 勝宏（同志社大）

中谷 真憲（京都産業大）

大石尚子（連携事業 RA）／川本 充（連携事業 RA）

連携事業立ち上げからこれまでを振り返り、連携事業代表の富野氏より、大学内の事務と教員との連携の在り方について話題提供していただきました。それぞれの担当の先生方からは様々な意見をいただきましたが、大学内の連携、大学間の連携、さらには産官学民の連携を今後どう展開させていけるかがこの資格制度発展のカギであるところは意見を同じくしたところであり、また、社会に活用される資格にしていけるために今後取り組まなければならない課題についても、いくつか明らかになってきました。先生方にいただいたご意見を以下のとおり抜粋でまとめました。（敬称略）



富野：この制度を実現するためには、ある一定程度の大学が協力し合いながら作っていかないと実現しないと思っていた。文科省戦略的大学連携事業の選定を受けて、資金的安定は一定確保できたが、大学が連携して継続的に（資格制度を）運用していくためには、事務局体制や事務局と教員の関係が大切になってくる。そこは、今まで全く経験したことがなかったので、各大学御苦労があったと思う。

武蔵：研究科は小所帯だったので、意思決定が速く、教員の理解も得ることができた。事務室も少人数ながら献身的に協力してくれた。特に、大学として初めての履修証明制度の導入であったにもかかわらず、教務部長を始め大学執行部のバックアップがあったこともプログラムの立ち上げに幸いしたと感じている。プログラムを遂行していく上では、より困難な面もあったが、教員とスタッフ、関係機関の協力があった初めてプログラムが成り立つことが可能になったと考えている。

新川：この連携事業が始まる前に、政策分野での新たな社会貢献、しかもそれぞれの研究分野での



価値を高めるようなものとして、「地域公共人材」というようなコンセプトが生まれた。

こうした未開の分野に大学内だけでなく、産官学が新たな連携をつくり出すかということにおいても手探りのところがあった。難しかった点と言えば大学内の調整の難しさというよりも、教員や事務の方々おひとりとおひとりに、(この取組みに)どれだけ共感してもらえるかが大事だったと思っている。

窪田：この取組みの中で、大学を越えて、政策や公共人材育成の取り組むことができたことは、大変素晴らしいことだったと思う。京都には政策系学位を持つ人も多いが、政策をコアに考えている人が多いというわけではない。この連携事業で、そういう人たちと共同作業ができたことは有意義だったし、全国的に見ても画期的だったと思う。



白石：戦略的大学連携事業に採択されたこの事業に関わっていく中で、大学院 GP にも取り組み、どちらかといえば学部志向だった龍大に大学院担当科長が置かれた。そして、政策学部と政策学研究所の設立に至った。この事業との関わりは、大学を変える一つの力になった。



石田：学内では、まだまだ、こうした取り組みに慣れていないが、半ば強引に進めていくことで切り開いていったところがある。実績をつくりながら学内的な評価を得てきた。これからの展開が期待されている。

大石：今後資格制度が発展していくためには、どのような課題があるのでしょうか？また、どのようなことが必要でしょうか？

武蔵：多様な分野の人材養成を可能とするようなプログラムづくりが必要であり、そのためには、各大学が独自性をもったプログラムを提供し、内容が重ならないようすり合わせする必要があるのではないかな。

富野：規模の小さな大学の資源を生かしていく上でも、単位互換などの、大学の壁を超えやすい体制をつくっていく必要がある。プログラム履修生が増えた場合を考えると、ある程度の大学間でのコンセンサスがあったほうがよいのではないかな。

中谷：大学院間の連携は必要だが、大学院間を渡ってプログラムを取る時、どの大学に所属するのかといったアイデンティティと、(連携の)全体としてのアイデンティティを確立させてあげる必要があるだろう。



新川：今回の戦略連携でユニークだったのは、産官の連携の関わり方。べったりでもない、かたちだけでもない、その中間あたりで議論が進んできた。従来の学と学、学と社会との二つの軸の中間あたりを上手にすくい取った感がある。しかしながら、まだまだ考えなければならない課題があるように思う。

白石：最初は、資格取得のための教育プログラムのプロバイダーとしても産官学民で、ということで、いまされている研修プログラムをどう(資格プログラムに)取り込んでいくかということからスタートしたところがある。その点、軌道修正が後回しになっていたところがある。しかし、この点がユニークだったので、どうにか成果を挙げることができたらと思う。また、大学の現状を考え、現実的な方法を考えなければならない。(本事業では)大学のカリキュラムを中心にしながら、産官学民に参加いただく方向へ進んでいったのは、成熟した選択だったと思う。

新川：民間との関わりについて、京都とういことの、ある種の自治と大学と産業の近い関係があって、やってこれたというのものもあるかと思った。民間の方々の中で、これまでの企業としての人材育成、新卒であれ従来型の採用の限界、行き詰まり感、をお持ちであった感がある。アカデミックな意味での教育にも、職業教育という意味でも、随分期待があった。この時期、社会経済の大きな変化の時期に、うまくマッチした印象がある。

石田：日本では現在雇用の在り方や労働市場の在り方が変わりつつある。その中で質保証された資格をもった人材が就職していける道を切り開いていくことは重要である。教育と職業との関連では、大学においてキャリア教育や職業教育の意義を強調する議論がある一方、教養教育重視の立場からキャリア

教育や職業教育を冷ややかに見る向きもある。京都の場合は、資格制度を含めて教育と職業の新たな関係を創り出すことができる環境にある。ただ、民間企業との関係の場合、資格制度がどう活かされるかまだまだ手探りなところがあり、今後の課題となっている。

中谷：日本の企業が新しく採用していく社員は、ほぼ学部卒である。その意味で言うと、(資格プログラムの)学部レベルの第1種プログラムを取得したというだけで評価されるというのは、当然出てくる。第1種のところでも、ミニキャップストーン的なものが入ってくる方が、企業にとってイメージしやすい。日本社会というのは、大学はどこで学んで卒業したかはよく言われるが、何を学んだか、については問われない奇妙な社会。そこに、多少なりもと波風を起こすものとして、この事業がある。その意味で、第1種のこともテコ入れをして考えていかなければならない。



白石：同感である。学部レベルでの完結した資格みたいなものを議論しなければならない。最初は、地域政策士のフレームワークがこのまま各地に広がっていけばいい、と単純に考えていたが、京都地域にこだわるからこそ、受け入れたり、議論したりしてくれる。資格フレームワークをどうするか、という議論は、全国的であるべきである。しかし、地域公共政策士を日本に広げるという言い方ではなく、京都府内で意味があるものとして構築するべきと考えるようになった。地域協働に対して大学がどう役割を果たすべきか、ということが意識の中に上がってきた。地域公共政策士は、京都の資格だからこそ、地域でどのような貢献ができるのか、ということについて具体的に示せないといけない。

新川：学部のレベルも、大学院レベルも、何を学ばせるのか、改めて社会的に問われている。科目履修やキャップストーンプログラムといったものを組み込むことで、大学そのもののイノベーションが起こり始めている。社会的ニーズへの対応関係から、社会の側もそのような変化が起こり始めている。プログラム革新ということ、科目履修制度を通じて、キャップストーンプログラムという新しい仕組みを作って、提案をしてきたというところの価値は非常に大きいかもしれない。全国に発信できる点かもしれない。一方、どうしても、大学プログラムの話で気にかかるのは、職業教育的プログラムである。民間の側も欠けてしまっている。我々も意識をして議論する必要がある。大学側としてどうコミットしていくか、今後の課題である。



富野：真のイノベーションとは、どういう意味か、ということである。(この資格制度を開発する中で)「社会的認証」(*)という英語にない用語を作った。今までの資格は国か業界中心のものしかなかった。社会の側が作りだして、国が保護してくれるというのは、日本においては、おそらく初めてのケース。社会は、我々が作っていくのだ、という基本的なことを人材の育成という大学の重要な役割の中できちんと示すことができたというのは、我々の大きなイノベーションだと思う。困難なことはいろいろあるけれども、イノベーションの意義は、本当の意味で社会を転換できることである、と僕は思っている。(*)資格取得のための教育プログラムを、財団法人が評価して認証するという、質の保証の仕組みを意味します。

地域資格制度開発に取り組む中で、大学組織の改革に繋がったり、大学の社会に対する新たな役割についても提示することができたと言えるでしょう。一方で、この資格が社会に活用されていくには、それぞれの地域にどのように貢献していけるのかを考えながら、実績を積み上げていくことが大切かもしれません。

来年度は、具体的に地域の課題解決を目標にするキャップストーンプログラムの試行もスタートしますが、今後は、この資格制度の社会的価値についてのイメージを、地域の中で共有する場が増え、理解が深まっていくことが期待されます。

≫08 NOTICE

来年度開講予定の「地域公共政策士」資格プログラム

来年度実施される予定の「地域公共政策士」資格プログラムをご紹介します。本年度試行されました8つのプログラムに加え、新たに5つのプログラムが開始される予定です。また、合わせてキャップストーン科目も試行的に実施いたします。履修要件など詳細については、各大学にお問い合わせください。

第1種プログラム (学部レベル)	政策能力プログラム(基礎)(京都府立大) 法政策基礎プログラム(京都産業大学) 『文化コーディネーター』養成プログラムⅠ(京都文科大学) 都市政策基礎能力プログラム(龍谷大学) 環境政策基礎能力プログラム(龍谷大学)
第2種プログラム (大学院レベル)	政策能力プログラム(応用)(京都府立大学) 自治体行財政システム革新能力プログラム(京都府立大学) 協働型くつなぎ・ひきだす>対話議論能力プログラム(龍谷大学) 環境自治体ガバナンス改革能力プログラム(龍谷大学) 地域政策形成能力プログラム(龍谷大学) 「食農政策士」履修証明プログラム(同志社大学) 「地域公共マネジメント」履修証明プログラム(同志社大学)
キャップストーン科目* (試行的に実施します)	龍谷大学(地域振興プロジェクト、京都府北部連携事業など) 同志社大学(まちづくり、農業など)

*キャップストーン科目の本格的実施は2012年度の予定です

事務局が移転 します！

2011年4月からは、「地域公共人材大学連携事業」事務局窓口は、
下記のとおりです。お問い合わせやご訪問の際はこちらへご連絡ください。
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67番地 大学連携窓口担当 龍谷大学教育学部
TEL: 075-645-7891 FAX: 075-645-5021

編集後記

ニューズレター第4号より、編集を担当させていただいてきましたが、記事や構成を考える中で、高等教育の新たな役割を担っていく必要性、地域公共人材大学連携事業が取り組んできた地域資格認定制度の先駆性などについて理解が深まりました。事務局として本事業に携わるようになって1年余りですが、そのやりがいを感じているところで

来年度4月からは地域公共政策士資格制度が本格的にスタートいたしますが、今後、この地域資格がより社会に認知され、活用されていくことを願っております。最後になりましたが、改めてこれまでの暖かいご支援とご協力に感謝申し上げます。また、今後とも本事業へのご理解を賜ることができれば幸いです。

(大石尚子)

編集・発行：地域公共人材大学連携オフィス（担当：大石尚子）

ーニューズレター発行終了のお知らせー

「地域公共人材大学連携事業」は、本年度をもって、文部科学省「戦略的大学連携事業」としては一端終了いたします。それに伴って、ニューズレターの発行の方も今回が最終回となります。

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67番地 龍谷大学 紫光館3階 地域ORC支援室内

—— 平成22年12月 vol.6 ——

平成 23 年 3 月 7 日

学校法人 龍谷大学
専務理事 若原道昭 殿

京都市中京区寺町二条下る呉波ビル 3 階
特定非営利活動法人 環境市民
代表理事 杵本 育生

委託業務実施報告書の提出について

平成 22 年 8 月 9 日付けの契約について、業務が完了しましたので別紙のとおり報告いたします。

(別紙) 環境自治体ガバナンス改革能力プログラム実施結果報告書

環境自治体ガバナンス改革能力プログラム実施結果報告書

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、「地域公共人材」を育成するための「地域公共人材育成プログラム」を構成する「環境自治体ガバナンス改革能力開発のための教育研修プログラム」を試験的に実施するとともに、その評価を通し「地域公共人材育成プログラム」の有効性を検証することを目的とする。

2. プログラムの概要（開催日程・講師）

「環境自治体ガバナンス改革能力」を構成する5科目のうち、下記4科目を実施した（開講スケジュール順）。

●持続可能な地域づくり2【政策】

回数	開講時	教室	時間	日程	講師	内容
1	3・4	4号館319	13:15~14:45	5/10(月)	白石克孝	イントロダクション
2			15:00~16:30			
3	3・4	4号館414	13:15~14:45	5/17(月)	大西康史	持続可能でない社会の状況「温暖化」
4			15:00~16:30			
5	3・4	4号館418	13:15~14:45	5/24(月)	堀尾正毅	持続可能でない社会の状況「エネルギー」
6			15:00~16:30			
7	3・4	4号館418	13:15~14:45	5/31(月)	佐藤寛也	持続可能でない社会の状況「交通」
8			15:00~16:30			
9	3・4	4号館418	13:15~14:45	6/7(月)	堀孝弘	持続可能でない社会の状況「ごみ・グリーン購入」
10			15:00~16:30			
11	3・4	4号館418	13:15~14:45	6/14(月)	風岡宗人	環境首都コンテスト「7つの提案」に見る率先例紹介
12			15:00~16:30			
13	3	4号館418	13:15~14:45	6/21(月)	風岡宗人	環境首都コンテスト「7つの提案」に見る率先例紹介・2
14	3・4	4号館418	13:15~14:45	7/5(月)	白石克孝 下村委津子	率先例を考える
15			15:00~16:30			

●環境自治体評価指標

回数	開講時	教室	時間	日程	講師	内容
1	3・4	4号館418	13:15~14:45	10/4(月)	白石克孝	導入・持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿「アジアの事例」・「イギリスの事例」、日本の事例・「北九州」
2			15:00~16:30			
3	3・4	4号館418	13:15~14:45	10/11(月)	富野暉一郎	持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿「アジアの事例」・「上海」・「ブータン」
4			15:00~16:30			
5	3・4	4号館418	13:15~14:45	10/25(月)	松本育生	持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿「エッカー・ルデ」・「フライブルク」
6			15:00~16:30			
7	3・4	4号館418	13:15~14:45	11/1(月)	松本育生	持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿「ミュンヘン」・「ヘルム」
8			15:00~16:30			
9	3・4	4号館418	13:15~14:45	11/8(月)	松本育生	持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿「ヴェクシ」・「飯田市」
10			15:00~16:30			
11	3・4	4号館418	13:15~14:45	11/15(月)	宮北隆志	持続可能な地域社会づくりに取り組む自治体の姿、日本・「市」、イギリス・「ブリストル」・「シェフィールド」
12			15:00~16:30			
13	3	4号館418	13:15~14:45	11/29(月)	白石克孝	自治体政策の調査研究・分析手法
14	3・4	4号館418	13:15~14:45	12/13(月)	白石克孝	研究レポート発表「住んでいる自治体等の調査研究」
15			15:00~16:30			

●持続可能な地域づくり 1【研究】

回数	開講講時	教室	時間	日程	講師	内容
1	1～4	4号館 148	9:30～16:30	8/2 (月)	松本	バックキャストとフォアキャスト 将来像を描く 事例研究
2					松本	バックキャストとフォアキャスト 将来像を描く 事例研究と評価指標
3					松本	社会の主体者となる人を育む 事例研究
4					松本	社会の主体者となる人を育む 事例研究と評価指標
5	1～4	4号館 148	9:30～16:30	8/3 (火)	松本	対策羅列ではない戦略的な政策、事業の構築 事例研究
6					松本	対策羅列ではない戦略的な政策、事業の構築 事例研究と評価指標
7					松本	環境、社会、経済、持続可能な3要素を重ね合わせる 事例研究
8					松本	環境、社会、経済、持続可能な3要素を重ね合わせる 事例研究と評価指標
9	1～4	21号館 405	9:30～16:30	8/9 (月)	松本	パートナーシップを構築する具体的方法 事例研究
10					松本	パートナーシップを構築する具体的方法 事例研究と評価指標
11					松本	本質的な行政改革・政策統合 事例研究
12					松本	本質的な行政改革・政策統合 事例研究と評価指標
13	2～4	21号館 405	10:45～16:30	8/10 (火)	松本	持続可能な社会を構築するための自治体評価指標 1
14					松本	持続可能な社会を構築するための自治体評価指標 2
15					松本	持続可能な社会を構築するための自治体評価指標のまとめ レポート作成

●持続可能な地域づくり 3【実践】

回数	開講講時	教室	時間	日程	講師	内容
1	3～5講時	柴英館2階 第4共同研究室	13:15～18:15	11/6 (土)	堀	科目 コース全体の流れ、授業目的・獲得目標の理解
2						地域に向き合うコーディネーターの心構え
3						会議の進め方 その1「会議の設計と進行の基本」
4						会議の進め方 その2「意見の引き出しと整理」
5	2～5講時	4号館415教室	10:45～18:15	11/7 (日)	堀	会議の進め方 その3「洗い出した問題の整理、優先順位のつけ方」
6						会議の進め方 その4「絞り込み 合意形成」
7						会議の進め方 その5「第3～7回を振り返って」
8						改善プランの具体化支援 その1「問題を課題にかえる。ポテンシャルとネットワーク」
9	2～5講時	21号館403教室	10:45～18:15	11/20 (土)	松本	改善プランの具体化支援 その2「企画づくりの基本」
10						改善プランの具体化支援 その3「バックキャストとフォアキャスト」
11						改善プランの具体化支援 その4「第8回から第10回のふりかえり」
12						プレゼンテーション その1「思いをわかりやすく伝える」
13	2～5講時	4号館415教室	10:45～18:15	12/4 (土)	松本	プレゼンテーション その2「アンチクライマックスオーダーの理解」
14						課題提示（全体進行の理解と、それぞれの場での姿勢、自分ならどのように進行するか）
15						全体振り返り（各自どのようなコーディネーターを目指すか）

3. 受講者

当初定員を10名としていたところ、受講は以下4名となった。ただし、本プログラムの有効性把握に資するため、小会のボランティアまたは職員にも参加を呼びかけた科目もある。

荻野耕司（地域公共人材開発機構職員）

芝浩市（地域公共人材開発機構職員）

馬場雅之（地域公共人材開発機構職員）

船越亜里沙（龍谷大学大学院法学研究科修士課程学生）

4. 実施体制

大学とNPO法人の共同開講であること、科目によっては講師が輪番で組まれているため、両者のコミュニケーションを通じた運営が求められるところ、全体の運営コーディネーターを配置し、受講者や講師への連絡、資料の準備等、運営が滞らないような体制を組んだ。

【職員】

氏名	所属	本事業における役割
松本育生	主任研究員	全体責任者
堀孝弘	研究員A	講師
下村委津子	研究員A	講師
風岡宗人	研究員B	講師、事務統括、会計事務、報告書の作成
谷川毅	研究員C	記録、報告書の作成等

【行程】

区分 \ 期間	2010年							2011年
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
企画立案	――						➡	
講師手配	➡							
会場確保	➡							
プログラムの実施	――						➡	
結果評価・報告書作成			――					――

5. 受講者へのアンケート結果

受講者の理解度及び本プログラムの有効性、改善の方向性を探ることを目的として、各回「振り返りシート」を配布、回答を求めた。4科目全課程修了後、「環境自治体ガバナンス改革能力開発プログラム 受講者評価シート」（別紙 1-1 参照）を配布し、プログラム全体に関する受講者の評価を受けた（別紙 1-2 参照）。

6. プログラム内容及び成績評価手法の改善提案について

全科目開講後に、受講者との座談会を開催し、当該プログラム及び「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム全体に関して意見交換を行った（別紙 2 参照）。

受講者へのアンケート実施、座談会及び龍谷大学と当法人共同の研究会を通し自己点検・評価を行った。その結果概要は下記の通りである（別紙 3 参照）。

(A) 長所

- ・ 大学と NPO 法人が共同で開講することにより、多様な講師陣をそろえることができた。
- ・ NPO 活動の現場で得た経験に基づく視点や具体的スキルを修得するプログラムを開講することができた。

(B) 問題点

- ・ 評価を共同で行う方法、仕組みを構築できなかった。
- ・ 多数の講師が関わるため、プログラムの全体的な調整、コーディネートにはかなりの力量と作業量が要求された。
- ・ 現在持続可能な地域社会づくりを担っている層（自治体や NPO 職員等）を主な対象と想定したが、日程調整上本業と両立できる時間帯に調整できない科目があった。

(C) 将来の改善方策

本試行プログラムの結果を受けて、早期よりプログラムの見直しや評価方法について大学と環境市民で討議しておく必要がある。

講師陣は多ければよいというものではなく、プログラムの効果を保障するものでなければなら

ない。今回の結果から、講師を多数の分担で行うことによる全体調整が困難であることが明らかになったため、4人程度の講師が全体を把握しながら講義を分担するという形に変えていく必要がある。

受講者の対象について、学生とともに現職の方にも参加しやすい日程とする必要がある。

運営体制については、次年度以降の本格実施に向け、開講者（龍谷大学、環境市民）による会議を開催し、今年度の評価及び次年度の開講テーマ、形態等について検討を行った。今後、さらに具体化するための機会をもっていく予定である。

平成22（2010）年度地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムに係る自己点検評価書を作成し、地域公共人材開発機構に提出、「プログラム審査委員」による評価を受けた（別紙4参照）。

7. 今年度の評価を踏まえた次年度実施プログラムの内容について

今年度実施した当該プログラムの自己点検評価及びプログラム審査委員からの指摘事項等から、運営体制の構築、受講者の理解度向上、受講者のニーズへの対応等を踏まえ改善を行い、次年度のプログラム内容を検討、決定した（別紙5参照）。

8. 別紙一覧

別紙1-1 環境自治体ガバナンス改革能力開発プログラム 受講者評価シート

別紙1-2 環境自治体ガバナンス改革能力開発プログラム 受講者評価シート

プログラム全体に関する受講者の意見まとめ

別紙2 環境自治体ガバナンス改革能力開発プログラム 振り返り座談会記録

別紙3 平成22（2010）年度地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム
に係る自己点検評価書

別紙4 龍谷大学「環境自治体ガバナンス改革能力開発プログラム」社会的認証（試行）報告書（案）

別紙5 環境まちづくり能力プログラム地域公共政策士第2種プログラム（修士レベル）

「地域公共人材育成のための資格教育 プログラムの社会的認証の試行 (質保証の試行)」

(戦略的大学連携支援事業業務委託事業)

報告書

平成23年3月31日

機関名 一般財団法人地域公共人材開発機構

機関の長名 代表理事 足立 幸男

はじめに

本報告書は、戦略的大学連携支援事業からの業務委託による「地域公共人材育成のための資格教育プログラムの社会的認証の試行（質保証の試行）（略称、「認証基準委員会」）の成果を取りまとめたものである。

本報告書が、「地域公共人材」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば貢献できれば、望外の幸せである。

目 次

1. 概要	
2. 委員等構成	
3. 開催概況	
4. 社会的認証（施行）結果	
5. 委員会等の様子（写真）	
6. その他（関連資料など）	

1 . 概要

1. 業務委託期間

平成 21 年 9 月 6 日～平成 22 年 3 月 31 日

2. 業務委託テーマ

『「地域公共人材育成のための資格教育プログラムの社会的認証」の試行（質保証の試行）』

3. 業務委託の概要

（1）事業概要

「地域公共人材」育成のための資格教育プログラムの社会的認証は、地域社会における公共的活動の多面性と高い社会的責任に対応するために、「地域公共人材」育成にかかる教育・研修プログラムの質保証と一層の改善・向上を、教育・研修プログラムの実施主体が自らの主体的な取り組みによって推進することを促し、その取り組みの結果が質保証の仕組みを強化して社会的な支持を高めるために整備するものである。

なお、ここでいう、社会的認証とは、文部科学省が定める機関別認証評価、分野別認証評価と異なり、「地域公共人材」の育成を目的として、各教育・研修機関が提供する、特定の教員団等と特定の科目群によって編成される個々の教育・研修プログラムを、社会の様々な分野の知見を総合して評価することを通じて実効的な質保証を実現することをいう。

また、地域公共人材にかかる社会的認証の対象は、地域公共政策士第 1 種および同第 2 種プログラムならびに第 1 種、第 2 種のプログラムの既習を前提とするキャップストーンプログラムの認証とする。

そこで、機構では、戦略的大学連携支援事業からの業務委託を受けて、機構の教育・研修部会に「プログラム審査委員会」「訪問評価団」（場合によっては、異議申し立て審査会も）を設置し、平成 23 年度からの地域資格制度の運用が前提となる「地域公共人材育成のための資格教育プログラムの社会的認証」の試行（質保証の試行）を実施した。

（2）事業の目的

「地域公共人材」育成にかかる教育・研修プログラムの質保証と一層の改善・向上を、教育・研修プログラムの実施主体が自らの主体的な取り組みによって推進することを促し、その取り組みの結果が質保証の仕組みを強化して社会的な支持を高めること。

（3）調査研究の内容

① 機構の教育・研修部会に「プログラム審査委員会」を立ち上げ、平成 22 年度より、京都府立大学、同志社大学、龍谷大学の 3 大学で展開中の「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（計 8 プログラム）の社会的認証の試行を行った。

また、この委員会では研修の実施も含め、プロセスを指揮・監督し、社会的認証報告書を作成したほか、社会的認証に係る評価結果を決定した。

なお、「プログラム審査委員会」は公共政策系大学の教員 1 名、自治体又は民間の研修等担当者 1 名、大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者などの中から 1 名の計 3 名とした。

② プログラム審査委員会の下に、社会的認証を受審する各教育・研修機関の訪問評価を行い、社会的認証報告書案を策定する「訪問評価団」を置き、「地域公共政策士」育成のための

資格教育プログラム（計８プログラム）を展開する３大学を訪問した。

具体的には、「訪問評価団」は、各教育・研修機関が所定の様式に従って作成した「自己点検評価書」その他の資料に係る書面調査を行った後、現地を訪問し、訪問評価を実施する。訪問評価後、１ヶ月以内を目途に「社会的認証報告書（案）」をとりまとめ、これを「プログラム審査委員会」に報告した。

なお、「訪問評価団」は、公共政策分野の専任教員、実務経験者などから成る２名の評価員で構成される。

- ③ 以上を踏まえて、「社会的認証報告書」の結果をもって、各教育・研修機関に受審したことを証する「適合認定証」を交付した。

４．業務の実施方法

（１）委員の選任

「プログラム審査委員」は、公共政策系大学の教員１名、自治体又は民間の研修等担当者１名、大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者などの中から１名の３名とした。

「訪問評価団」については公共政策分野の専任教員、行政関連部局職員、関連企業関係者あるいはNPO関係者等の実務家７名とした。

（２）委員会の開催回数

① 「評価員研修」１回

② 「訪問調査」１回

※対象は社会的認証の対象である「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム計８プログラム（３大学）。

③ 「プログラム審査委員会」１回

（３）事務局の体制

報告書等の作成等の業務は、機構の事務局が務めた。

５．成果報告について

本委託事業の成果は、基本的に、「地域公共人材育成のための資格教育プログラムの社会的認証」の試行（質保証の試行）報告書（本報告書）としてまとめ、併せて、各プログラムごとの「社会的認証報告書」、「社会的認証適合認定書」を発効した。

以上

2. 委員等構成

**一般財団法人 地域公共人材開発機構 平成 22 年調査・研究・検証事業
(文部科学省戦略的大学連携支援事業受託事業)**

【プログラム審査委員】

所属	お名前
公共政策系大学（1名）	早田 幸政（大阪大学大学教育実践センター 教授）
自治体又は民間の研修等担当者（1名）	圓山 健造（（社）京都経済同友会 事務局次長）
大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者（1名）	富野 暉一郎（龍谷大学法学部教授、一般財団法人地域公共人材開発機構事務局長兼専務理事）

（順不同、敬称略）

【訪問評価団】

所属	お名前
公共政策系大学（4名）	足立 幸男（関西大学政策創造学部 教授） 窪田 好男（京都府立大学公共政策学部 准教授） 小西 敦（京都大学大学院公共政策教育部 特別教授） 森脇 俊雅（関西学院大学法学部 教授）
実務経験者（3名）	西寺 雅也（山梨学院大学客員教授、前多治見市長） 平尾 剛之（（特活）きょうと NPO センター事務局長） 藤井 敏久（（財）京都府市町村振興協会業務課課長補佐）

（五十音順、敬称略）

3．開催概況

**「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会
(認証基準委員会)」開催概況**

名称	日時	場所	主な議題
評価員研修	9 月 25 日 (土)	地域公共人材 大学連携オフィ ス	1. 講演「地域公共人材育成に係る資格教育プログラムの社会的認証について」(富野 暉一郎／地域公共人材開発機構専務理事) 2. 講演「専門教育の質保証と「地域公共人材」育成プログラムの社会的認証」(早田幸政／地域公共人材開発機構副理事長) 3. 事務局説明 (今後の流れについて)
同志社大学訪問調査	1 月 13 日 (木)	同志社大学	1. プログラム実施機関関係者との質疑 2. 履修生とのインタビュー 3. 施設見学 (大原農場) 4. 施設見学 (大学内)・授業見学
龍谷大学訪問調査	1 月 22 日 (土)	龍谷大学	1. プログラム実施機関関係者との質疑 2. 授業参観 3. 施設見学 4. 履修生とのインタビュー
京都府立大学訪問調査	2 月 1 日 (火)	京都府立大学	1. プログラム実施機関関係者との質疑 2. 授業参観 (学部) 3. 施設見学 4. 授業参観 (大学院) 5. 履修生とのインタビュー
評価員 ふりかえり	3 月 30 日 (水)	龍谷大学深草 キャンパス紫 光館	1. 今年度の社会的認証について 2. 来年度の社会的認証について 3. その他

**「地域公共人材」育成のための資格教育プログラムの社会的認証
(質保証の施行)」事業 評価員研修 議事録**

1. 時間 2010年9月25日(土) 13:00～15:30

2. 場所 地域公共人材大学連携オフィス(日本生命京都三哲ビル8階)

3. 司会 杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括))

4. 参加者

【「地域公共人材」育成のための資格教育プログラムの社会的認証(質保証の施行)」事業 評価員】

足立 幸男(関西大学政策創造学部 教授)、窪田 好男(京都府立大学公共政策学部 准教授)、小西 敦(京都大学大学院公共政策教育部 特別教授)、西寺 雅也(名古屋学院大学客員教授/元多治見市長)、平尾 剛之(特定非営利活動法人きょうとNPOセンター事務局長)、藤井 敏久((財)京都市市町村振興協会 業務課課長補佐)、森脇 俊雅(関西学院大学法学部 教授)

【講師】

富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授、一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)、早田 幸政(大阪大学大学教育実践センター 教授)

【オブザーバー】

的場 信敬(龍谷大学 LORC 博士研究員、龍谷大学法学部・関西大学政策創造学部 講師)、田村 瞳(龍谷大学教育学部(戦略的大学連携支援事業担当))

【事務局】

杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括))、同志社大学政策学部 講師)、久保 友美(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(庶務・会計))

5. 配布資料

(資料1-1)「地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定(研修評価にかかる評価方法の開発)」企画書及び委員一覧

(資料1-2)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム(地域公共政策士第1・第2種プログラム)の社会的認証評価基準(第二次案)

(資料1-3)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム(地域公共政策士第1・第2種プログラム)の社会的認証評価基準<解説>

(資料1-4)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証 規定案

(資料1-5)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証規定案
<解説>

(資料2) 「専門教育の質保証と「地域公共人材」育成プログラムの社会的認証」
(早田幸政先生 提出)

(資料3) ロードマップ(2010年度)

(参考資料1)「地域公共政策士」フレームワーク

(参考資料2)EQFの資格レベルの定義

(参考資料3)「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムに求められる学習アウトカムの定義

(参考資料4) 地域公共政策士共通プログラムの具体的内容案 ver.2 (戦略的大学連携支援事業提出)

(参考資料5) 公共政策系専門職大学院基準

(参考資料6) 公共政策系専門職大学院認証評価に関する規定

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士 第１・第２種プログラム）の社会的認証＜施行評価＞について

１．概要

（１）試行評価対象

- 平成 22（2010）年度「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第１・第２種プログラム）の社会的認証＜試行評価＞の対象は、現在「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第１・第２種プログラム）として実施中の３大学８プログラム。

※詳細は下記参照。

大学名	プログラム名	レベルなど
京都府立大学	政策能力プログラム（基礎）	第１種（レベル６）
京都府立大学	政策能力プログラム（応用）	第２種（レベル７）
京都府立大学	自治体行財政革新能力プログラム	第２種（レベル７）
同志社大学	「地域公共マネジメント」履修証明プログラム	第２種（レベル７）
同志社大学	「食農政策士」履修証明プログラム	第２種（レベル７）
龍谷大学	地域政策形成能力プログラム	第２種（レベル７）
龍谷大学	協働型（つなぎ・ひきだす）対話議論能力プログラム	第２種（レベル７）
龍谷大学	環境自治体ガバナンス改革能力プログラム ※NPO法人「環境市民」と共同開講	第２種（レベル７）

（２）評価項目

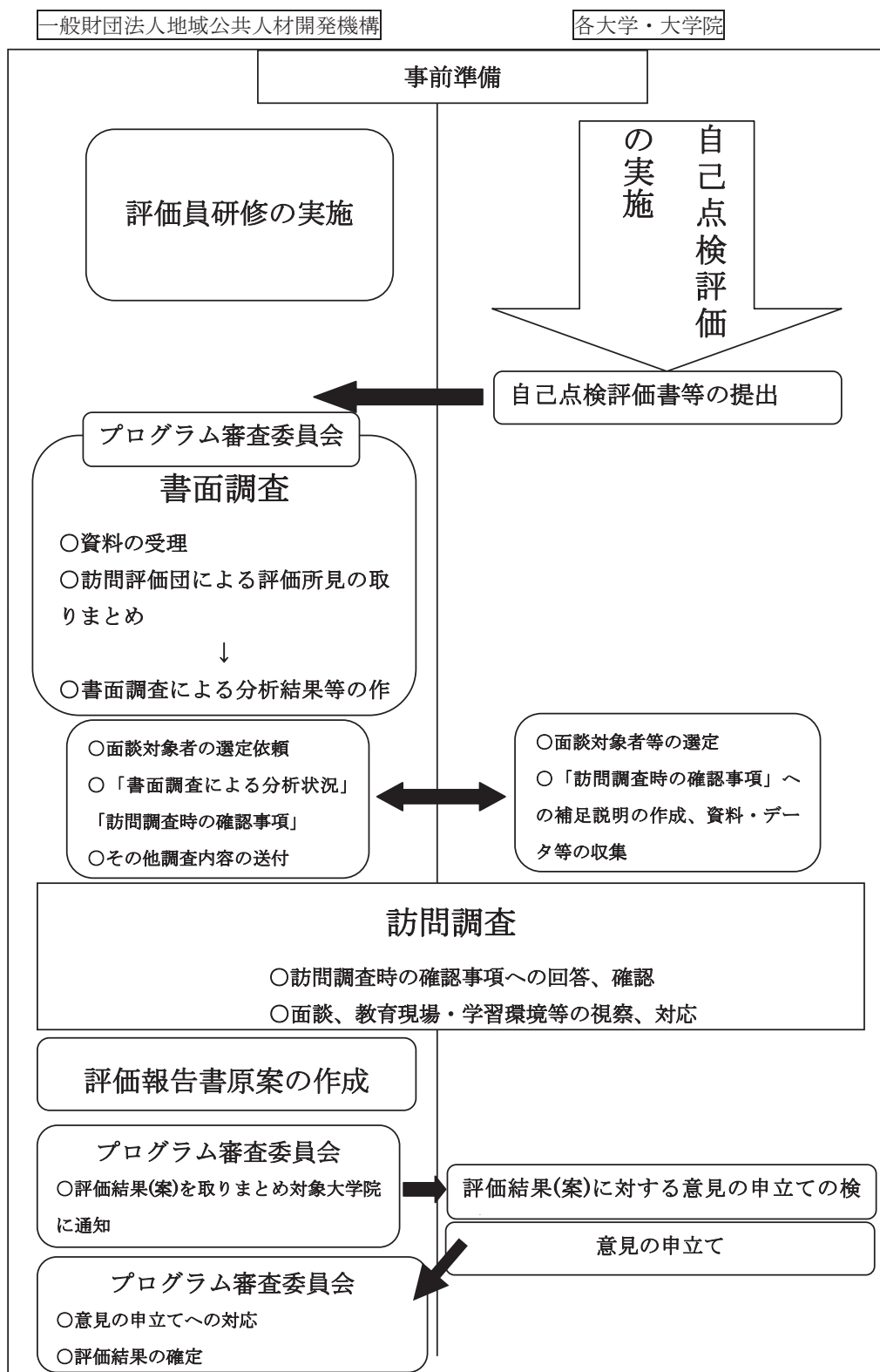
- 「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第１・第２種プログラム）の社会的認証評価基準は以下のとおり。

※詳細は別紙参照

- ①目的・教育目標
 - ②資格教育プログラムの内容
 - ③資格教育プログラムの管理・運営・改善
 - ④教育効果の測定
 - ⑤教員団
 - ⑥資格教育プログラムの特色

2. 社会的認証の流れ

- 平成 22（2010）年度「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（地域公共政策士第 1・第 2 種プログラム）」の社会的認証の流れは次のとおり。



第一段階

当該大学・大学院による自己点検評価書を作成。



第二段階

- ①プログラム審査委員会による「自己点検評価書」の検討
- ②「所見のまとめ」を作成
- ③訪問調査（ピアレビュー）の際の「質問事項」作成
- ④（事前に対象校に質問事項を送り、実地視察前に可能な限り文書による回答をもらう。）



第三段階

訪問調査の実施



第四段階

訪問調査の試行評価結果の作成



第五段階

対象校に試行評価結果を送付し、意見を求める。



第六段階

プログラム審査委員会による試行評価結果(原案)に対する対象校による意見申立の検討。慎重な検討のもと、適宜修正案を作成する。



第七段階

試行評価結果を各大学に送付する。

3. 提出資料について

- (1) 提出資料は調書（「自己点検評価書」と「基礎データ」）と添付資料。
- (2) 添付資料は、評価をするうえで最低限提出が必要な資料と、自己点検評価書・基礎データの記載内容を裏付ける根拠資料を指す（詳細は「提出資料一覧」を参照）。

《提出資料一覧》

○調書

資料の名称	
1	自己点検評価書
2	基礎データ (専任教員個別表、教員業績一覧、教員研究室の状況が把握できる資料等)

○添付資料

※資料が不在の場合はその旨記載のこと。

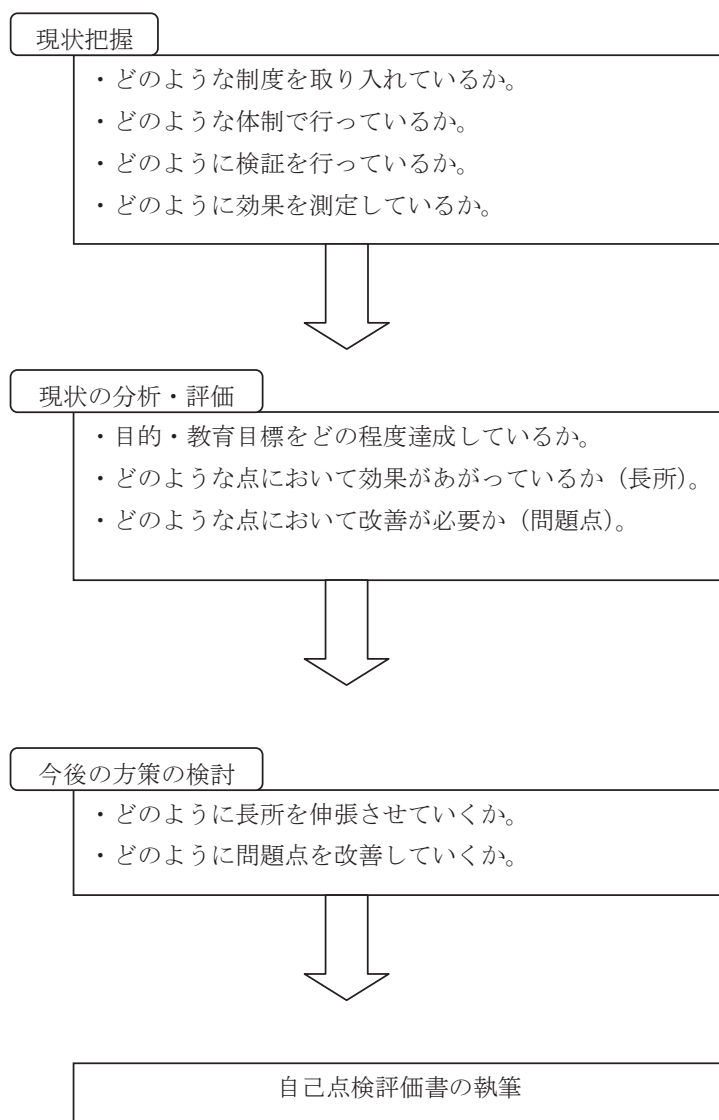
※添付資料以外で実施機関等が必要と判断した資料は、別に補助資料として添付することができる。

<記入例>

	提出資料	資料の名称	資料番号
1	当該機関のプログラムに関係した理念・目的ならびに教育目標が明文化された冊子等	入学試験要項等	1-1
		当該プログラムに関連する募集要項	1-2
	プログラムの概要を紹介したパンフレット	プログラム履修案内	1-3
2	当該プログラムに関する教育内容、履修方法などを記載したもの（全学規定等は不要）	プログラム履修案内	1-3
	授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等）	プログラム科目の講義要項、シラバス	2-2
	授業計画表（時間割）	プログラム科目に関する時間割、科目実施スケジュール等	2-3
	受講科目の登録に関する規定	受講登録に関する規定	2-4
	当該プログラムの修了要件に関する規定	プログラム修了に関する規定	2-5
	インターンシップ等が実施されている場合 ・実施要項 ・受け入れ先、実施状況が把握できる資料	インターンシップ実施要項	2-6
3	募集要項（再掲）	当該プログラムに関連する募集要項	(1-2)
	プログラム受講者選抜に関する規則	選抜規程	3-1
	受講者の多様性を確保するための工夫に関する資料	当該プログラムに関連する募集要項、選抜規程等	(1-2) (3-1)
	学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め (学生相談室規程、学生相談室報等)		—
	※全学規定であるため資料は不要、プログラムに特定したものがあれば本文に記載		

	奨学金・教育ローンなどの募集要項、規則等 ※全学規定であるため資料は不要、ただしプログラムの特色として打ち出したい場合は本文に記載		—
	進路選択に関わる相談・支援体制についての資料	プログラム履修案内	(1-3)
	自習室の利用に関する定め	プログラム履修案内	(1-3)
	情報関連設備等の利用に関する定め	プログラム履修案内	(1-3)
	管理運営・利用時間等に関する定め	当該プログラムに係るする規程等	3-2
	プログラム科目と他の履修科目等との関係に関する資料	履修証明制度に関する規定	3-3
	自己点検・評価関係規程等	当該プログラムに係る自己点検・評価規程	3-4
	他の教育・研修実施機関において履修した授業科目の認定に関して定めた規定	履修証明制度に関する規定等	(3-3)
	学習相談体制について定められた規定（研究科規程等）やオフィスアワーの内容やその周知に関する資料 ※全学規定であるため資料は不要、ただしプログラムの特色として打ち出したい場合は本文に記載		—
4	成績の分布に関する資料	成績分布表	4-1
	成績評価基準を明示している規則等 成績評価の異議申立に関する規則等	当該プログラムに関連する募集要項、成績評価基準、異議申し立て手続き規定等	(1-2) 4-2 4-3
	講義および指導内容の評価に関する定めおよび結果報告書	関連規程	4-4
	授業内容・方法の改善に関する資料	授業評価アンケート結果	4-5
5	教員の人事関係規程等	教員選考委員会規程、教員資格審査規程等	5-1
6	適切な情報公開と説明責任が確認できる実績データ	ホームページ、大学案内、各種パンフレット	6-1

(4) 自己点検評価の手順



4. 訪問調査（1～2 日間程度）について

- 訪問調査は以下の内容のとおり。
 - ①面談調査（実施機関の教学側の責任者、自己点検評価の責任者を含めた教員ならびに事務組織の責任者と評価員による面談）
 - ②履修生面談
 - ③授業参観（訪問調査時に原則実施）
 - ④施設見学
- 訪問調査の評価員は 2 名程度。その構成は原則として、研究者+実務家の 1～2 名のチーム編成で行う。

5. その他

- 今年度の試行評価結果については、平成 23 年度以降の本認証に読み替える。

以上

4. 社会的認証（試行）結果

【社会的認証結果】以下のとおり

大学名	プログラム名	レベルなど	認証結果
京都府立大学	政策能力プログラム（基礎）	第1種（レベル6）	適合
京都府立大学	政策能力プログラム（応用）	第2種（レベル7）	適合
京都府立大学	自治体行財政革新能力プログラム	第2種（レベル7）	適合
同志社大学	「地域公共マネジメント」履修証明プログラム	第2種（レベル7）	適合
同志社大学	「食農政策士」履修証明プログラム	第2種（レベル7）	適合
龍谷大学	地域政策形成能力プログラム	第2種（レベル7）	適合 （指摘事項付）
龍谷大学	協働型（つなぎ・ひきだす）対話議論能力プログラム	第2種（レベル7）	適合 （指摘事項付）
龍谷大学	環境自治体ガバナンス改革能力プログラム	第2種（レベル7）	適合 （指摘事項付）

**「地域公共人材育成のための研修
プログラムの社会的認証基準等策定
(研修評価にかかる評価方法の開発)」**

(戦略的大学連携支援事業業務委託事業)

報告書

平成23年3月31日

機関名 一般財団法人地域公共人材開発機構

機関の長名 代表理事 足立 幸男

はじめに

本報告書は、戦略的大学連携支援事業からの業務委託による「地域公共人材育成のための研修プログラムの社会的認証基準等策定（研修評価にかかる評価方法の開発）（略称、認証基準委員会）」の成果を取りまとめたものである。

本報告書が、「地域公共人材」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば貢献できれば、望外の幸せである。

目 次

1. 概要	
2. 委員構成	
3. 開催概況	
4. 提言とまとめ	
5. 委員会の様子（写真）	
6. その他（関連資料など）	

1 . 概要

1. 業務委託期間

平成 21 年 9 月 3 日～平成 22 年 3 月 31 日

2. 業務委託テーマ

「地域公共人材育成のための研修プログラムの社会的認証制度の運用のための、認証基準及び手続き規程等にかかる調査・研究とその具体案の策定」

3. 業務委託の概要

(1) 委員会の概要

地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証については、公共活動が多様な社会的主体によって担われる協働型社会にふさわしい、産官学民によって構成される一般財団法人地域公共人材開発機構（以下、「機構」）による社会的認証が求められている。

そこで、機構では、平成 22 年度に戦略的大学連携支援事業からの業務委託を受けて、教育・研修部会に「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会（略称「認証基準委員会」）」を設置し、平成 23 年度からの制度の運用を前提とする「地域公共政策士」育成のための教育プログラムの社会的認証基準等を策定したところ。

そして、平成 23 年度においては、その認証基準委員会を母体（委員も若干変更）として、テーマを研修プログラム（とりわけキャップストーンに焦点を当て）に絞り、4 回の委員会等において議論を重ねた。

(2) 委員会設置の目的

地域公共人材育成のための研修プログラムの社会的認証制度の運用のための、認証基準及び手続き規程等にかかる調査・研究とその具体案の策定（とりわけ、平成 22 年度においては、同研修プログラムに係る社会的認証基準及びその解説、また、その手続き規程及び解説の策定を目指す）。

(3) 調査研究の内容

- ①大学と外部機関のあり方、キャップストーンを含む共通プログラムの評価方法について検討する。
- ②平成 21 年度に既に策定済みの「資格教育プログラムに係る社会的認証基準」との整合性を図る。
- ③以上を踏まえて、平成 23 年度からの制度の運用開始に必要な社会的認証基準及び手続きを明確にし、その成果を「地域公共人材育成のための社会的認証基準案」及び「同解説」、「同手続き規程案」及び「同解説」に取りまとめ、機構の教育・研修部会に報告する。

4. 業務の実施方法

(1) 委員の選任

委員は、公共政策系大学の教員 3 名、自治体の研修又は人事担当部局職員 3 名（京都市・京都市・京都市市町村振興協会）、NPO 関係者 1 名、京都商工会議所職員 1 名、（財）大学コンソーシアム京都職員 1 名、（財）大学基準協会職員 1 名、機構の教育・研修部会

長1名、の11名とし、事務局が事務を取り行った。

(2) 委員会の開催回数

委員会は年間4回開催した。このほか戦略的大学連携支援事業及び龍谷大学地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センターとの共催によりキャップストーンに関する国際シンポジウムを開催した。

(3) 外部講師の招聘

戦略的大学連携支援事業の現状をうかがうべく、幹事校責任者である白石克孝（龍谷大学法学部教授）氏を第2回外部講師として招聘し、意見交換をした。

会議名（日付）	所属及び肩書き	名前
第2回認証基準委員会 （10月27日）	龍谷大学法学部 教授 （戦略的大学連携支援事業幹事校）	白石 克孝 （敬称略）

(4) 外部評価

国際的な教育と職業の接続性についての研究実績のある吉本圭一（九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門教授）氏を事務レベルでの研究会講師として招聘し、当該プログラムに対する意見聴取をした。

会議名（日付）	所属及び肩書き	名前
教育と職業をつなぐ資格 制度研究会（3月31日）	九州大学大学院人間環境学 研究院教育学部門 教授	吉本 圭一 （敬称略）

5. 成果報告について

本委託事業の成果は、(1)「地域公共政策士」育成のためのキャップストーンプログラムの社会的認証基準、(2)同解説の構成で取りまとめた（当該手続き規定及びその解説については、本年度には策定できず、次年度に機構の方で策定する見込み。その代わりにキャップストーンの社会的認証基準の学習アウトカムを策定）

以上

2. 委員構成

**一般財団法人 地域公共人材開発機構 平成 22 年 調査研究事業
(文部科学省戦略的大学支援事業受託事業分)**

【「地域公共人材育成のための研修プログラムの社会的認証基準策定委員会（認証基準委員会）」の構成】

所属	お名前（敬称略）
公共政策系大学（3 名）	青山 公三（京都府立大学公共政策学部教授） 足立 幸男（関西大学政策創造学部教授） 早田 幸政（大阪大学大学教育実践センター教授）
京都府（1 名）	川口 龍雄（人事課長）
京都市（1 名）	赤井 克典（人事委員会事務局次長）
（財）京都府市町村振興協会（1 名）	藤井 敏久（振興課課長補佐）
NPO 関係者（1 名）	深尾 昌峰（公益財団法人京都地域創造基金 理事長）
京都商工会議所（1 名）	町田 徳男（会員部長）
（財）大学コンソーシアム京都 （1 名）	山本 尚広（主幹） ※第 4 回より見市 昌弘（総務・広報部次長）に変更
（財）大学基準協会（1 名）	工藤 潤（評価・研究部長）
地域公共人材開発機構 教育・研修部会長（1 名）	佐野 亘（京都府立大学公共政策学部准教授）

（順不同、敬称略）

3. 委員会開催概況

**「地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会
(認証基準委員会)」開催概況**

回数	日時	場所	主な議題
第1回	9月6日 (月)	日本生命京都三 哲ビル貸会議室	1. 今年度の委員会概要について 2. 話題提供「ニューヨーク大学におけるキャップストーンプログラムと府大の地域協働オープンワークショップ」(講師：青山公三委員) 3. 参考報告(戦略的大学連携支援事業) 4. 意見交換
第2回	10月27日 (水)	地域公共人材大 学連携オフィス	1. 話題提供「キャップストーン」の京都版をどうつくるか(講師：白石克孝氏) 2. 意見交換
第3回	1月25日 (火)	地域公共人材大 学連携オフィス	1. 情報提供(2011年度のキャップストーンについて) 2. 事務局説明(キャップストーンプログラムにかかる認証基準について)
第4回	3月16日 (水)	龍谷大学サテラ イトオフィス	1. キャップストーンプログラム社会的認証基準案 2. キャップストーンプログラムのための学習アウトカムについて 3. その他

※第2回の委員会後には各委員に個別ヒアリングも実施

第1回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定委員会 議事録

1. 時間 2010年9月6日(月) 16:00～18:00

2. 場所 地域公共人材大学連携オフィス(日本生命京都三哲ビル8階)

3. 司会 富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授、一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)

4. 参加者

【地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会 委員】

青山 公三(京都府立大学公共政策学部 教授)、川口 龍雄(京都府人事課 課長)、藤井 敏久((財)京都府市町村振興協会 業務課課長補佐)、町田 徳男(京都商工会議所 会員部長)、佐野 亘(京都府立大学公共政策学部 准教授)

【オブザーバー】

的場 信敬(龍谷大学 LORC 博士研究員、龍谷大学法学部・関西大学政策創造学部 講師) 平岡 俊一(戦略的大学連携支援事業 博士研究員)、川本 充(戦略的大学連携支援事業 RA) 田村 瞳(龍谷大学教育学部(戦略的大学連携支援事業担当))

【事務局】

富野 暉一郎(龍谷大学法学部 教授、一般財団法人地域公共人材開発機構 専務理事兼事務局長)、杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括)、同志社大学政策学部 講師)、久保 友美(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(庶務・会計)、同志社大学大学院総合政策科学研究科 博士後期課程)

5. 配布資料

(資料1)「地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定(研修評価にかかる評価方法の開発)」企画書及び委員一覧

(資料2)「ニューヨーク大学におけるキャブストーンプログラムと府大の地域協働オープンワークショップ」(青山公三委員 提出)

(資料3) 地域公共政策士共通プログラムの具体的内容案 ver.2(戦略的大学連携支援事業 提出)

(資料4) ロードマップ(2010年度)

(参考資料1)「地域公共人材のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会」(戦略的大学連携支援事業業務委託事業) 概要

(参考資料2)「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムに求められる学習アウトカムの定義

6. 議事の経過

(地域公共人材育成のための研修プログラムのための社会的認証基準策定(研修評価にかかる評価方法の開発)にかかる事業について)

事務局より地域公共人材育成のための研修プログラムのための社会的認証基準策定(研修評価にかかる評価方法の開発)にかかる事業について説明があった(「資料1」)。詳細は下記の通り。

- ・ 昨年できなかったことは以下の3点。

①研修プログラムの提供が可能な組織と教育プログラムを提供する大学との「つなぎ」の部分の認証基準づくり。

②キャップストーンプログラムの来年度の全面展開に向けたプログラムの認証評価方法。

③一部の NPO 以外の組織体、財団、その他団体との協働プログラムの具体的開発方法について議論。

- ・ したがって今年度は、特にキャップストーンプログラム、他団体との協働プログラムの認証について重点的に議論していく。
- ・ 委員の選任は産官学民の各分野から、合計 11 人。
- ・ 委員会の開催回数は月 1 回程度で年間 5 回ほどの予定。具体的な作業はワーキンググループで別に進めていく。
- ・ 事務局体制は戦略的大学連携と機構の事務局が協力して担っていく。但し、研究会の業務は機構事務局が行う。

《文責：一般財団法人 地域公共人材開発機構》

第2回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定 (研修評価にかかる評価方法の開発)委員会 議事録

1. 時間

2010年10月27日(水) 13:00～15:00

2. 場所

地域公共人材大学連携オフィス(日本生命京都三哲ビル8階)

3. 司会

富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授、一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)

杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括)、同志社大学政策学部 講師)

4. 参加者

【地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会 委員】

青山 公三(京都府立大学公共政策学部 教授)、深尾 昌峰(公益財団法人京都地域創造基金 理事長/(特活)きょうと NPO センター 常務理事/龍谷大学法学部 准教授)、工藤 潤((財)大学基準協会 評価・研究部長)、佐野 亘(京都府立大学公共政策学部 准教授)

【講師】

白石克孝(龍谷大学法学部 教授)

【オブザーバー】

大石 尚子(戦略的大学連携支援事業 RA)、

【事務局】

富野 暉一郎(龍谷大学法学部 教授、一般財団法人地域公共人材開発機構 専務理事兼事務局長)、杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括)、同志社大学政策学部 講師)、久保 友美(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(庶務・会計)、同志社大学大学院総合政策科学研究科 博士後期課程)

5. 配布資料

(資料1)「地域公共政策士共通プログラムの具体的内容案 ver.2(戦略的大学連携支援事業提出)

(資料2)「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムに求められる学習アウトカムの定義 ver.2

(資料3)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準

(資料4)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準<解説>

(参考資料1) ニューヨーク大学キャップストーンプログラム資料(英語版)

(参考資料2) 公共行政の教育・研修に関する卓越性の基準(早田幸政委員提供)

(参考資料3) IASIA の「卓越性基準」について (IASIA への質問に対する回答の要旨)

(早田幸政委員提供)

(参考資料4) 第1回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定委員会 議事録

6. 議事の経過

(1) 話題提供

白石克孝教授より「キャップストーンの京都版をどうつくるか」についての話題提供があった（「資料1」）。詳細は下記の通り。

- ・ 日本においては社会人向けのプログラムと新卒者のプログラムと分けていない。したがって、双方のスキルアップ、キャリアアップを目指すことが可能。
- ・ 日本の大学が、アカデミックな教育と職業的教育のどのようにして担っていくのが課題。
- ・ 社会人経験がない学生たちが本当に実践的な能力を身につけるキャップストーンプログラムを設定できるかが課題。また、社会人がキャップストーンそのものを必要とするのか、必要とするならばどのようなデザインにするのが課題。
- ・ 社会人は職場の課題解決レポートでも可となっているが、これについてはより突っ込んだ議論が必要。
- ・ キャップストーンを円滑に運営するためには、各大学・大学院が責任を持つ運営体制を整備することが望ましい。
- ・ 機構は窓口、コーディネーター業務を行うことで、基準や評価のしくみが見やすいものとなる。
- ・ 研究フィールドへのサポートは各大学、大学院が行うことが前提。
- ・ 戦略的大学連携支援事業として新たなフィールドとなる受け入れ先を検討する必要がある。たとえば、新たなフィールドとして、民間企業、商工会議所、同友会のような組織に話をして、公共的なマインドを持って地域起こしをしていくような地場の中小企業にキャップストーンプログラムを持っていく。また、就職活動に余力がない中小企業においては、キャップストーンを通して学生を送り込むための専門部会を策定してみてもどうか。
- ・ 現行インターンシップについては4単位ですでに実施している大学が多い。そんな中キャップストーンが8単位（ポイント）になる、というのは相当丁寧な説明がないと学内で合意を得られにくい。
- ・ キャップストーンを取得する時期について、いつに提供することが望ましいか、皆さんの意見も伺いたい。

（2）論点整理

事務局より白石教授の報告を下記5点に論点整理した。

① 認証機関によるキャップストーンの開発について

戦略的大学連携支援事業の各大学からは、キャップストーンプログラムの開発は、大学・大学院がすべきではないか（機構は認証に特化すべき）という意見が多い。

② キャップストーン先の開拓について

機構はコーディネートや窓口業務に特化し、キャップストーン先の開拓は大学・大学院が責任を担うべきではないか。しかし、機構としても開拓する部分はあり得る。

③ 社会人のキャップストーンについて

社会人がキャップストーンを受ける場合、レポートで修了を可とするのか等、社会人と学生とのキャップストーンの違いについてまだ議論を煮詰める必要がある。

④ 成績評価について

インターンシップとの差別化をどのようにするのか。まだ大学間のコンセンサスが得られていない。

⑤ スケジュールについて

来年4月からキャップストーンプログラムをスタートすることができるのか、戦略的大学連携支援事業内に専門部会を作り、現在急ピッチで議論を詰めているが、4月開講に間に合うか不安が残る。

最悪の場合、来年度はキャップストーンの試行ということで、資格が完成するのは2年後、というスケジュールになるかもしれない。

《文責：一般財団法人 地域公共人材開発機構》

第3回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定 (研修評価にかかる評価方法の開発)委員会 議事録

1. 時間

2011年1月25日(火) 16:00~18:00

2. 場所

地域公共人材大学連携オフィス(日本生命京都三哲ビル8階)

3. 司会

富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授、一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)

杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括))

4. 参加者

【地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会 委員】

早田 幸政(大阪大学大学教育実践センター 教授)、赤井 克典(京都市人事委員会事務局次長)、深尾 昌峰(公益財団法人京都地域創造基金 理事長/(特活)きょうと NPO センター 常務理事/龍谷大学法学部准教授)、見市 昌弘(公益財団法人 大学コンソーシアム京都 総務・広報部 次長)、佐野 亘(京都府立大学公共政策学部 准教授)

【オブザーバー】

的場 信敬(LORC 博士研究員)、大石 尚子(戦略的大学連携支援事業 RA)

【事務局】

富野 暉一郎(龍谷大学法学部 教授、一般財団法人地域公共人材開発機構 専務理事兼事務局長)、杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括)、同志社大学政策学部 講師)、久保 友美(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(庶務・会計)、同志社大学大学院総合政策科学研究科 博士後期課程)、川口 佳菜子(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(資格整備担当))

5. 配布資料

(資料1) 2011年度のキャップストーンプログラムについて

(資料2) 地域公共政策士共通プログラム具体的内容案(2010/12/06改訂版)

(参考資料1)「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム(第1種・第2種プログラム)の社会的認証基準(案)

(参考資料2)「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムに求められる学習アウトカムの定義 ver.2

(参考資料3) ニューヨーク大学キャップストーンプログラム 2008・2009 資料(英語版)

(参考資料4) 第2回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定委員会 議事録

6. 議事の経過

【論点整理】

事務局より本日の議論について論点整理が行われた。認証基準案を策定するに当たっての論点については以

下の通り。（「参考資料1」）

1. テーマの選定について
2. 成績の認定、管理（受け入れ担当者の評価をどのように取り入れるか）について
3. コーディネーターについて
4. 教員団（試行評価の際、この項目について負担が大きいとの声が聞かれた）について

《文責：一般財団法人 地域公共人材開発機構》

第4回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定 (研修評価にかかる評価方法の開発)委員会 議事録

1. 時間

2011年3月16日(水) 13:00～15:00

2. 場所

龍谷大学サテライトキャンパス

3. 司会

富野 暉一郎(龍谷大学法学部教授、一般財団法人 地域公共人材開発機構専務理事兼事務局長)

4. 参加者

【地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの社会的認証基準策定委員会 委員】

青山 公三(京都府立大学公共政策学部 教授)、川口 龍雄(京都府人事課 課長)、深尾 昌峰(公益財団法人京都地域創造基金 理事長／(特活)きょうと NPO センター 常務理事／龍谷大学法学部 准教授)、佐野 亘(京都府立大学公共政策学部 准教授)

【オブザーバー】

的場 信敬(LORC 博士研究員)

【事務局】

富野 暉一郎(龍谷大学法学部 教授、一般財団法人地域公共人材開発機構 専務理事兼事務局長)、杉岡 秀紀(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(総括)、同志社大学政策学部 講師)、久保 友美(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(庶務・会計)、同志社大学大学院総合政策科学研究科 博士後期課程)、川口 佳菜子(一般財団法人地域公共人材開発機構 事務局(資格整備担当))

5. 配布資料

(資料1) キャップストーンプログラム社会的認証基準案

(資料2) 「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムに求められる学習アウトカムの定義 ver.2

(参考資料1) 地域公共政策士共通プログラム具体的内容案

(参考資料2) 平成23年度「地域公共政策士」教育プログラム社会的認証予備申請書(共通プログラム用)

(参考資料3) 国際シンポジウム当日配布資料(2/28、3/1資料)

(参考資料4) 社会的認証基準マーク(案)

(参考資料5) 第2回 地域公共人材のための研修プログラムの社会的認証基準等策定委員会 議事録

6. 議事の経過

【論点整理】

○認証基準について

4. 提言とまとめ

「地域公共政策士」育成のための共通プログラム（キャップストーンプログラム）

の社会的認証評価基準（案）

平成 23 年 3 月 16 日

はじめに

「地域公共政策士」育成のためのキャップストーンプログラムの社会的認証評価基準*の基本的理念

（*）社会的認証とは、地域社会における地域活動団体、地方自治体、企業及び高等教育機関が連携して実施する教育・研修プログラムの評価及び認証にかかる手続きの全体を指す。

21 世紀に入って、地域社会をめぐる環境は大きく変化した。20 世紀後半における産業経済規模の急激な拡大を背景とする国家による国民福祉の保障は財政負担の増大に耐えられず、公共的活動における国家など政府の役割が後退して、新たな担い手が求められている。また、産業経済規模の急激な拡大は、地球レベルにおける資源・エネルギーの過剰消費を引き起こし、地球温暖化の危機に対応するための持続的社會への転換が、地域社会も含めてすべての社会的活動の指針となる時代を迎えている。我々は、公共的活動が政府主導から地域社会におけるすべてのセクターによって担われる時代への転換点に立っているのである。

特に日本においては、21 世紀初頭に地方分権改革が断行され、地域社会が主体的に主要な公共的活動を担うことが求められる時代を迎えて、その地域社会において公共的活動を幅広く担う人材の育成と能力開発は地域社会にとって死活的な課題となっている。

地域社会全体が担うべき新たな公共的活動のために必要な基盤的な能力と資質を兼ね備え、さらにそれぞれの専門領域において必要とされる様々なレベルの専門的能力をセクターを超えて機能させることができる人材を、我々は「地域公共人材」と総称する。したがって地域公共人材には、地域社会における幅広い公共的活動にかかる市民社会の倫理と基礎的知識、地域社会の公共的課題の把握から解決に至るプロセスの専門的管理能力、さらには社会の各セクターを横断する公共的活動の総合的調整能力などを、各専門分野・各レベルに対応して涵養することが求められる。

本社会的認証評価基準は、上記「地域公共人材」が備えるべき能力と資質に対応する教育・研修の機会を提供することを目的に編成された、「地域公共人材育成プログラム」を対象とする社会的認証評価のための基準である。

本基準を策定するにあたっては、「地域公共人材」像が新たな社会的概念であり、また、地域社会における様々な教育・研修の豊かな実践がより豊かで社会的認知度の高い人材の開発を促進させることを考慮して、教育・研修の成果を可能な限り可視化すること、各機関における意欲的な取り組みを積極的に評価して多様で質の高い特色ある取り組みを育成することに特に留意し、さらに社会的認証の質を確保しつつ認証を受ける教育・研修機関の負担を最小限にすることなどに重点が置かれている。また、本基準は、各教育・研修機関の自主的取り組みを最大限尊重するとともに、大学の自主性を高め、各機関の特色を積極的に推進し、さらに機関相互の基盤的資源の共有を推進することによって公共政策系人材開発の社会的認知を高めることを原則として各評価項目を設定している。

本基準が、「地域公共人材」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば望外の幸せである。

社会的認証評価にあたって

1. 本基準の基本的枠組み

(1) 社会的認証の対象

本基準は、文部科学省が定める機関別認証評価、分野別認証評価などと異なり、「地域公共政策士」の育成を目的として、各教育・研修機関が提供する、特定の教員団等によって編成されるキャップストーン（※）プログラムを対象とするものである。

（※）地域公共政策士第1種・第2種プログラムで学んだことを生かして、具体的な提言相手を特定した実地調査を踏まえた実行可能な改善提言をすること」

(2) 目的

本基準は、提供されるキャップストーンプログラムについて地域社会が求める人材の育成にふさわしい内実を備えるために規定するものである。社会的認証による絶えざる改善は、社会との対話と実施機関間の情報交換を通じて、キャップストーンプログラムの改革・改善等に役立てるためのものであり、キャップストーンプログラムの内容を第三者が規制するために定めるものではない。

(3) 「地域公共政策士」育成のためのプログラムに求められる教育・研修の基本理念

地域社会における公共的活動の多面性と高い公共性に鑑み、「地域公共政策士」育成にかかるキャップストーンプログラムは、以下の理念に基づき総合的・有機的に構成されることが求められる。

- ①市民生活に最も近い地域社会の公共的活動に欠かすことのできない、豊かな市民性、鋭い感受性および高い倫理規範の涵養
- ②地球規模・国際的な動向と地域社会を結ぶ総合的視点の確立
- ③地域社会における公共的活動のセクターを越えた共通性と特異性の理論的・実践的理解
- ④専門領域における高い識見と実践的リーダーシップの涵養
- ⑤セクターを超えた事業に関する創造的実践能力の涵養

2. 評価項目の構成

(1) 評価項目の基本構成

本基準は基本理念に基づき、「地域公共政策士」育成のための、①キャップストーンプログラムの目的、②キャップストーンプログラムの内容とその運用、③教育効果の明確化、④特色ある取り組みの情報の共有化、を軸に編成される。

(2) 地域資格に連動する学習アウトカムの枠組み

本基準による学習のアウトカムは「地域公共政策士」資格に連動するものであり、その枠組みは、①地域公共政策に関する体系的な知識と理解、②地域社会における課題の解決のための認知的・実践的スキル、③地域社会における諸課題の統合的な処理とマネジメントに関する職務遂行能力、から構成される。

(3) 評価項目（大項目）

評価項目は以下の5項目とする。

- ①目的・教育目標
- ②キャップストーンプログラムの内容
- ③キャップストーンプログラムの管理・運営・改善
- ④教育効果の測定
- ⑤キャップストーンプログラムの特色

(4) 評価項目の解説について

評価項目（大項目）の冒頭にある解説は、当該項目が明らかにしたいこととその記述範囲を簡潔に説明するものであり、自己点検・評価にあたって留意されたい。

3. 評価結果とその取扱い

本基準は法的根拠に基づく認証評価ではなく社会的認証であるため、評価の方法と結果の取扱いは以下の通りである。

(1) 評価の方法

プログラム認証は、7年以内に1回実施する。また、認証を受けて3年を経過した段階で、中間報告を行うものとする。

(2) 自己点検評価

プログラム認証を受けようとする機関は事前に本基準に基づいて自己点検を実施して当該キャップストーンプログラムの適格性を評価し、その結果を報告書にまとめて、当該キャップストーンプログラムの認証申請をするものとする。

(3) 評価結果の取り扱い

機関は認証を受けようとする機関からの申請に基づき、社会的認証にかかるプログラム審査委員会において自己点検評価結果等と評価基準を照合する等の社会的評価を実施し、その結果に基づき認証判定を行う。認証の判定は、①適合、②適合（指摘事項付き）、③適合（改善勧告あり）、④保留、の4種類とし、保留の場合には、「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムを実施するための本機構に対する申請手続きも保留される。

また、社会的認証手続きの終了後3カ年が経過するまでに、各機関は報告書を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(4) 評価結果の公表

社会的認証にかかる当該キャップストーンプログラムの評価結果と判定結果は公表されるとともに、その概要がマスメディアに対して発表される。

(5) 中間報告

全ての実施機関は、社会的認証手続きが終了した後3カ年以内に中間報告を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(6) 異議申し立て

各機関は機構による評価に異議のある場合には、機構に対して異議の申し立てをすることができる。評価結果の内容に関する公表手続きは、異議の申し立て期間中は停止される。

4. 「地域公共政策士」におけるキャップストーンプログラムの位置づけ

「地域公共政策士」は、地域公共政策士第1種プログラム、地域公共政策士第2種プログラム、地域公共政策士共通プログラムの3つの資格教育プログラムから構成される。本基準はこの共通プログラムのうちの「キャップストーンプログラム」に適合されるものである。

1 目的・教育目標

- 1-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各キャップストーンプログラムの目的および教育目標が明示され、育成および評価すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。

2 キャップストーンプログラムの内容

- 2-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラム修了に必要な期間および修得ポイント数が、当該プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。
- 2-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムの対象、修了の基準、および実施方法が、当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。
- 2-3 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それにあわせた実施形態となっているか。

3 キャップストーンプログラムの管理・運営・改善

- 3-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムの趣旨に沿って、具体的な課題設定方法やマッチング方法を含む実施方法、一年間の科目日程等を明示されているか。
- 3-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準および方法が策定され、それらが学習者に対してあらかじめ明示されているか。また、それらの基準および方法に基づき、学習の成果に対する評価、ポイント認定が行われているか。
- 3-3 学習の成果に対する評価、ポイント認定において、評価の公正性および厳格性を担保するため、学習者からの異議申し立てに対応する仕組みが明文化され、運用されているか。
- 3-4 「地域公共政策士」育成プログラムを継続的かつ円滑に実施していくための実施体制および運用体制が適切に整備されているか。

4 教育効果の測定

- 4-1 キャップストーンプログラムの学習アウトカムについてプログラム受講時及びプログラム終了後における学習者による評価の仕組みが整備されているか。
- 4-2 外部機関と連携したプログラムについては、その連携先による学習者の学習成果に対する評価の仕組みが組み込まれているか。

5 キャップストーンプログラムの特色

5-1 当該キャップストーンプログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。

「地域公共政策士」育成のための共通プログラム (キャップストーンプログラム)の社会的認証評価基準＜解説＞

平成 23 年 3 月 31 日

＊なお、この解説については平成 23 年度に継続して議論が必要という結論に至った。そのため、この解説については今後、若干の加筆修正等の可能性がある。

はじめに

「地域公共政策士」育成のためのキャップストーンプログラムの 社会的認証評価基準の解説について

本解説は平成 23 年度における「地域公共政策士」育成のためのキャップストーンプログラムの試行にあたり、社会的認証基準に基づいて各実施機関が自己評価を行うために必要な事項と各評価項目の記述内容について、あらかじめ共通認識をもつことを目的として定められたものである。

「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラムの社会的認証基準

＜解説＞

1. 本基準の基本的枠組み

（１）社会的認証の対象

本基準は、文部科学省が定める機関別認証評価、分野別認証評価など異なり、「地域公共政策士」の育成を目的として、各教育・研修機関が提供する、キャップストーンプログラム

（原則として「地域公共政策士」にかかる資格教育プログラム修了者が受講可能）を対象とするものである。

（解説）

- ① 対象となるキャップストーンプログラムの社会的認証とは、社会における多様な主体で構成される機関が責任を持って実施する、課題解決型地域実践プログラムにかかる質保証システムである。
- ② 本基準は、原則として「地域公共政策士」資格にかかる所定の資格教育プログラムの既習者が、資格付与の要件として受講する、課題解決型地域実践プログラムにかかる基準であるが、地域公共人材開発機構において当分実施こととしているキャップストーンプログラムに付随する共通プログラムは含まない。

（２）目的

本基準は、提供されるキャップストーンプログラムについて地域社会が求める人材の育成にふさわしい内実を備えるために規定するものである。社会的認証による絶えざる改善は、社会との対話と実施機関間の情報交換を通じて、キャップストーンプログラムの改革・改善等に役立てるためのものであり、キャップストーンプログラムの具体的内容を第三者が規制するために定めるものではない。

（３）「地域公共政策士」育成のためのプログラムに求められる教育・研修の基本理念

地域社会における公共的活動の多面性と高い公共性に鑑み、「地域公共政策士」育成にかかるキャップストーンプログラムは、以下の理念に基づき総合的・有機的に構成されることが求められる。

- ①市民生活に最も近い地域社会の公共的活動に欠かすことのできない、豊かな市民性、鋭い感受性および高い倫理規範の涵養
- ②地球規模・国際的な動向と地域社会を結ぶ総合的視点の確立
- ③地域社会における公共的活動のセクターを越えた共通性と特異性の理論的・実践的理解
- ④専門領域における高い識見と実践的リーダーシップの涵養
- ⑤セクターを超えた事業に関する創造的実践能力の涵養

（解説）

- ① これらの理念は、各キャップストーンプログラムを運用する際に、「地域公共政策士」に求められる共通の基本的な資質を示しており、キャップストーンプログラムはこの基本理念に基づいて設計・運用されることが求められる。

2. 評価項目の構成

(1) 評価項目の基本構成

本基準は基本理念に基づき、「地域公共政策士」育成のための、①キャップストーンプログラムの目的、②キャップストーンプログラムの内容とその運用、③教育効果の明確化、④特色ある取り組みの情報の共有化、を軸に編成される。

(2) 地域資格に連動する学習アウトカムの枠組み

本基準による学習のアウトカムは「地域公共政策士」資格に連動するものであり、その枠組みは、①地域公共政策に関する体系的な知識と理解、②地域社会における課題の解決のための認知的・実践的スキル、③地域社会における諸課題の統合的な処理とマネジメントに関する職務遂行能力、から構成される。

(解説)

- ① 機構は提供されるプログラムの職能に関する学習アウトカムの定義を基準に「地域公共政策士」の地域資格付与の適否を判定する。
- ② キャップストーンプログラムは基本的に複数の構成メンバーからなるグループ活動に適用されることを想定している。したがって、アウトカムの定義の各項目は各構成員の役割分担に即して適用されるべきものであり、必ずしもグループの各構成員の活動内容の評価にすべて適用されるとは限らない。
- ③ これらの学習アウトカムの定義は、EUにおける共通資格フレームワーク(EQF)および英国の職能資格フレームワーク(QCF)を参照して機構の資格フレームワークとしたものである。本資格フレームワークは、将来的には欧州における共通資格フレームワークとの整合性を目指している。
- ④ 本資格フレームワークは、EQFのレベル7に準ずるものである。また、本基準による学習アウトカムの枠組みについては、EQFの構成要素である①knowledge ②skill ③competenceを本基準の性格を加味して上に述べた①知識、②スキル、③職務遂行能力として対応させている。

(3) 評価項目（大項目）

評価項目は以下の5項目とする。

- ①目的・教育目標
- ②キャップストーンプログラムの内容
- ③キャップストーンプログラムの管理・運営・改善
- ④教育効果の測定
- ⑤キャップストーンプログラムの特色

(4) 評価項目の解説について

評価項目（大項目）の冒頭にある解説は、当該項目が明らかにしたいこととその記述範囲を簡潔に説明するものであり、自己点検・評価にあたって留意されたい。

(解説)

- ① 各評価項目（個別項目）に付けられた解説は、その項目において明らかにすべき根拠資料、質問の趣旨、記述範囲の考え方等を説明するものである。

3. 評価結果とその取扱い

本基準は法的根拠に基づく認証評価ではなく社会的認証であるため、評価の方法と結果の取扱いは以下の通りである。

(1) 評価の方法

プログラム認証は、7年以内に1回実施する。また、認証を受けて3年を経過した段階で、中間報告を行うものとする。

(解説)

- ① 初めてプログラムの認証を受けたキャップストーンプログラムについては、2回目の認証は7年以内の任意の時点で認証を受けるものとする。
- ② キャップストーンプログラムの一部の変更や追加あるいは名称の変更等、プログラムの軽微な変更については、実施機関による機構に対する届出により変更を認めるものとする。

(2) 自己点検評価

プログラム認証を受けようとする機関は事前に本基準に基づいて自己点検を実施して当該キャップストーンプログラムの適格性を評価し、その結果を報告書にまとめて、当該キャップストーンプログラムの認証申請をするものとする。

(解説)

- ① 自己点検評価にあたっては、当該キャップストーンプログラムの特色と社会的有用性を可能な限り明確に説明することが望ましい。

(3) 評価結果の取り扱い

機構は認証を受けようとする機関からの申請に基づき、社会的認証にかかるプログラム審査委員会において自己点検評価結果等と評価基準を照合する等の社会的評価を実施し、その結果に基づき認証判定を行う。認証の判定は、①適合、②適合（指摘事項付き）、③適合（改善勧告あり）、④保留、の4種類とし、保留の場合には、「地域公共政策士」育成のための教育・研修プログラムを実施するための本機構に対する申請手続きも保留される。

また、社会的認証手続きの終了後3カ年が経過するまでに、各機関は報告書を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

(解説)

適合性判定の基準は以下の通りである

① 適合

当該キャップストーンプログラムが、機構が示す評価基準の各項目に全て適合し、特段の改善すべき事項がない場合。また、評価項目の一部について自己点検評価が行われていない場合でも、実施機関によってその理由の説明が十分にされ、全体として評価基準に適合していると判断される場合。

② 適合（指摘事項付き）

当該キャップストーンプログラムが、機構が示す評価基準の各項目におおむね適合しているが、一部又は

全ての項目に次回の社会的認証までに改善すべき事項が含まれている場合。

③適合（改善勧告有り）

当該キャップストーンプログラムに、機構が示す評価基準の各項目の一部又は全部について改善すべきことが求められる事項が含まれている場合。

④保留

当該キャップストーンプログラムに、機構が示す評価基準の各項目の一部又は全部について社会的認証の主旨が実現出来ない問題があると判断される場合。この場合には実施機関はその問題に関して改善を実施した後、いつでも再申請を行うことができる。

（４）評価結果の公表

社会的認証にかかる当該キャップストーンプログラムの評価結果と判定結果は公表されるとともに、その概要がマスメディアに対して発表される。

（解説）

- ① 公開の範囲は、原則として自己点検評価書、判定結果の全部となるが、自己点検評価書に付帯する資料等のうち、個人情報に関わるものの他、当該実施機関が特に非公開を求めるものについては、機構と協議の上、非公開とすることができる。

（５）中間報告

全ての実施機関は、社会的認証手続きが終了した後３カ年以内に中間報告を機構に提出し、自主的改善、変更事項、指摘事項の改善内容、勧告事項への対応等を報告するものとする。

（解説）

- ① 中間報告は社会的認証にかかる審査手続きではないが、キャップストーンプログラムの質の向上および、社会情勢の変化に対応するために、実施機関と機構とが協力して設けるものである。
- ② 中間報告について、機構は必要があれば各実施機関に対して助言を行うものとする。ただし、中間報告の結果と助言に対する実施機関の対応によって機構の社会的認証の判定が変更されることはない。
- ③ 中間報告とそれに対する機構の助言は、原則として全て公開される。

（６）異議申し立て

各機関は機構による評価に異議のある場合には、機構に対して異議の申し立てをすることができる。評価結果の内容に関する公表手続きは、異議の申し立て期間中は停止される。

（解説）

- ① 異議申し立てがあった場合、機構は異議申し立て審査委員会を設置して異議申し立ての内容について審査する。
- ② 異議申し立て審査委員会の組織および運営については、異議申し立て審査委員会規則に規定する。

4. 「地域公共政策士」におけるキャップストーンプログラムの位置づけ

「地域公共政策士」は、地域公共政策士第1種プログラム、地域公共政策士第2種プログラム、キャップストーンプログラムの3つの資格教育プログラムから構成される。本基準はこの共通プログラムのうちの「キャップストーンプログラム」に適合されるものである。

(解説)

- ① 学習者は、キャップストーンプログラムについて、計120時間以上の実践的課題研究を履修することが必要とされる（うち7,5時間分は共通プログラムで実施）。キャップストーンプログラムは、機構が定めたEQF（欧州資格フレームワーク）の学習アウトカムのレベル7相当の内容であることが必要とされる。
- ② キャップストーンプログラムに含まれる共通プログラム（7,5時間相当）については、当面一般財団法人地域公共人材開発機構において集合型研修として実施する。

1 目的・教育目標

(大項目の解説)

本評価項目は、当該資格教育プログラムが育成しようとする「地域公共政策士」に要請される人材像を明確にし、キャップストーンプログラムの目的を具体的に示すことを目標とする。

- 1-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各キャップストーンプログラムの目的および教育目標が明示され、育成および評価すべき能力が明確かつ適切に公表されているか。

(解説)

① 以下の点について、必要と考えられる範囲で簡潔に記述すること。

1. 当該キャップストーンプログラムは、「地域公共政策士」のどの分野に対応するものであるのか。
2. 当該キャップストーンプログラムの受講するために必要な既習の教育プログラム。
3. 当該資格教育プログラムは、どのような人材像（学習アウトカムの定義に記載された求められる人材像）を想定しているのか。

② 実施機関において公表・広報されている印刷物等を必要に応じて補助資料として添付すること。

2 キャップストーンプログラムの内容

(大項目の解説)

- ① 本評価項目は、キャップストーンプログラムが目的に沿って企画運用され、当該キャップストーンプログラムが保証すべき学習アウトカムの定義に対応するものであること、またそれらのことを担保する方策がとられていることを確認するために設定されている。
- ② 各項目の記述は、当該キャップストーンプログラム用に作成された「教育用テンプレート」および「学習アウトカムの定義」(所定の書式による)の内容に即して行うこと。
- ③ 上記学習用テンプレートおよび学習アウトカムの定義はこの大項目の資料として添付すること。
- ④ 資料は、大項目1の目的・教育目標と重複する場合、その旨を本文で説明すれば特に添付する必要はない。

- 2-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラム修了に必要な期間および修得ポイント数が、当該プログラムの目的・目標に則して適切に設定されているか。

(解説)

- ① キャップストーンプログラムを構成する各要素(調査の企画と実施準備、現地調査、データ収集及び分析、報告書の策定等)
- ② キャップストーンプログラムの配当される総学習時間数

- 2-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムの対象、修了の基準、および実施方法が、当該プログラムの目的・教育目標に応じて策定され、学習者に周知・共有されているか。

(解説)

- ① キャップストーンプログラムの募集方法
- ② キャップストーンプログラムとしてふさわしい実践内容であることを担保する基準

- 2-3 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムでどのような学習者を想定しているかが明らかにされ、それにあわせた実施形態となっているか。

(解説)

- ① 対象としている学習者を明示している場合は、資格教育プログラムのパンフレット、募集要項等、対外的な広報資料や学習者に求める学歴・職歴・進路希望等が必要な範囲で明示されている根拠資料を示すこと。

3 キャップストーンプログラムの管理・運営・改善

(大項目の解説)

- ① 本評価項目は、当該キャップストーンプログラムがその目的に沿って適切に管理され、一体的に運営され、さらにより高い教育効果を実現するために積極的に改善されることを目的に設定されている。
- ② ここでいう管理とは、当該キャップストーンプログラムが、「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークに適合し、かつ各科目が当該資格教育プログラムの目的と目標にそって編成される状態が継続的に維持され、さらに教育・研修の結果に関するデータや資格認定にかかる帳票等が適切に管理されていることを意味する。
- ③ ここでいう運営とは、2-1 でいうキャップストーンプログラムを構成する各要素が、学習者にとって最適なものとして機能していることを意味する。

3-1 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおけるキャップストーンプログラムの趣旨に沿って、具体的な課題設定方法やマッチング方法を含む実施方法、一年間の日程等が明示されているか。

3-2 「地域公共政策士」育成のための資格フレームワークにおける各プログラムの目的・教育目標に応じた評価、ポイント認定の基準および方法が策定され、それらが学習者に対してあらかじめ明示されているか。また、それらの基準および方法に基づき、学習の成果に対する評価、ポイント認定が行われているか。

(解説)

- ① キャップストーンプログラムの役割分担に対応した学習者の評価方法及び評価基準
報告書提出、貢献度評価、クライアント等外部の評価導入の有無等
- ② 評価方法については、学習者にあらかじめ示されている文書等を資料として添付すること。シラバスに記載されている場合はその旨注記のこと。
- ③ 当該プログラム独自又は科目独自の特色ある取り組みに即した評価方法がある場合には、その内容に即した評価方法について、その評価方法をとった理由と具体的な評価の方法について記述すること。

3-3 学習の成果に対する評価、ポイント認定において、評価の公正性および厳格性を担保するため、学習者からの異議申し立てに対応する仕組みが明文化され、運用されているか。

(解説) 異議申し立てに関する制度の有無よその具体的な運用方法

3-4 「地域公共政策士」育成プログラムを継続的かつ円滑に実施していくための実施体制および運用体制が適切に整備されているか。

(解説)

- ① キャップストーンを担当する教員等による実施体制、業務範囲等

②キャップストーンプログラムのクライアントとの関係に関する基本的方針（協定の形式、責任分担、情報管理、事故対応等）

③クライアント確保のための方策

4 教育効果の測定

(大項目の解説)

- ① 本評価項目は、当該キャップストーンプログラムの学習成果を測定するための具体的な取り組みを評価するためのものである。測定の方法としては、学習者自らが評価する受講者評価、修了者の進路の追跡調査、修了者に対する社会的評価、キャップストーンプログラムにおける外部機関等の評価があるが、ここでは受講修了者によるプログラムの評価、外部機関等による評価を評価項目としている。

- 4-1** キャップストーンプログラムの学習アウトカムについてプログラム受講時及びプログラム終了後における学習者による評価の仕組みが整備されているか。

(解説)

- ①、当該キャップストーンプログラムの教育効果に対する学習修了者による評価を実施している場合には、その具体的な調査方法を記述すること。またその調査結果について資料を添付すること。
(可能であれば学習アウトカムの定義に対応する調査項目を採用することが望ましい)

- 4-2** クライアントによる学習者の学習成果に対する評価の仕組みが組み込まれているか。

(解説)

クライアントが評価に関与する場合にはその理由と内容について説明すること。

5 キャップストーンプログラムの特色

5-1 当該キャップストーンプログラムの特色ある取組みについて記述してください（自由記述）。

（大項目の解説）

- ① 本項目は、「地域公共政策士」育成プログラムの実施にかかる各実施機関の質の向上に向けた努力を積極的に評価することを通じて先進的な取組みの情報を各機関が共有し、より質の高い「地域公共政策士」育成プログラムの開発を支援することを目的としている。
- ② 本評価項目の記述にあたっては、既に各項目で記述されたことであっても、各機関の特色がよく現れている取組み、新たな手法や効果的な学習方法の開発、各機関が社会に対して積極的にPR したい内容等、自由にテーマを設定し記述すること。
- ③ したがって、本項目は、本評価基準に基づく総合評価で積極的な姿勢や取組みを評価するためのものであり、各機関に課題や修正を求めるための評価項目ではない。

「地域公共政策士」育成のための研修プログラム（キャップストーン）に求められる学習アウトカムの

定義（ver.2）

1. 学習アウトカムの定義とは何か

本学習アウトカムの定義は、EQF に準拠して、地域公共政策士の育成のための教育・研修プログラムのプログラム受講者がその修了時に獲得することが期待される能力を、各学習レベルに即して明示するものである。

2. 本学習アウトカムの定義の特徴

- (1) EQF において定義される能力は、knowledge（知識）、skills（技能）、competence（職務遂行能力）の3要素からなるが、本定義では、それぞれのレベルに求められる能力の総合的な到達目標を付け加え、合計4要素とした。
- (2) EQF のアウトカム定義は学位と職能の共通フレームであるために、アカデミックな能力と職業的な能力に関する定義が併記されているが、「地域公共政策士」は職能に関する学習アウトカムの定義であるために、職能に関する定義が強調されている。
- (3) 「地域公共政策士」の資格制度は当面大学の学部・大学院の修士課程を対象として運用されることが予定されているため、対象となる教育・研修プログラムのレベルは EQF の 5、6 及び 7 のみとする。
- (4) 本学習アウトカムは、120 時間以上の学習プログラム全体に適用されるものであり、プログラムに内包される特定の科目を対象とするものではない。

3. アウトカムの各レベルに対応する具体的な職位、学習課程のイメージ

レベル 5 職務に関する基礎的な理解と業務処理能力の習得	組織・プロジェクトの一般スタッフ	大学の学部前期課程（1～2年生）修了程度
レベル 6 職務を主体的判断で遂行できる能力の習得	組織・プロジェクトのサブリーダー	大学の学部後期課程（3～4年生）修了程度
レベル 7 プロジェクトを主導的に発動し遂行できる能力の習得	組織・プロジェクトのリーダー	大学院の修士課程修了程度

（注）「地域公共政策士」にかかる学習アウトカムは、実践的な学習または実務経験がその一部に含まれたものでなければならぬ。

4. 各レベルの記述

（注）学習プログラムの実施にあたっては、本学習アウトカムに記述されている各項目の細目のうち少なくとも一つは満たされていなくてはならない。

この「0」基準の記述については、学習アウトカム全体（知識・技能・職務遂行能力）に総合的な到達目標であり、基準そのものではない。

	レベル5	レベル6	レベル7
到達目標 (このレベルで求められるもの)	5-0-0 職務に関する基礎的な理解と業務処理能力の習得	6-0-0 職務を主体的判断で遂行できる能力の習得	7-0-0 プロジェクトを主導的に発動し遂行できる能力の獲得
	5-0-1 地域社会に関する多様な理論・政策・地域活動を理解する	6-0-1 地域社会に関する様々な理論・政策・地域活動を適切に組み合わせて活用することができる	7-0-1 地域社会に関する様々な理論・政策・地域活動を活用し、再構成することができる
	5-0-2 現代社会における地域社会の位置づけと役割を理解する	6-0-2 地域社会の改革や発展のための計画やプログラムの策定を、主体的に実行することができる	7-0-2 地域社会の改革や発展のための計画やプログラムを責任を持って策定し実行することができる
	5-0-3 地域社会における様々な課題に対応するために必要な知識・技能・業務遂行能力を習得する	6-0-3 地域社会における様々な課題に対応するために必要な知識・技能・実践方法を主体的に選択し実行することができる	7-0-3 地域社会における様々な課題に対応するために必要な知識・技能・実践方法に習熟するとともに、それらが地域社会に与える影響を適切に判断することができる

レベル7				
レベル6				
レベル5				
知識 (knowledge) (このレベルで求められる知識)	5-1-0 与えられた知識を理解する	6-1-0 地域社会における様々な課題の背景や文脈を理解する	7-1-0 課題を創造的に解決するために必要な地域社会の再構成について理解する	
	5-1-1 グローバル化する現代社会の意義の理解	6-1-1 グローバル化する世界と地域社会の関 係に関する理解	7-1-1 グローバル化する世界における自治 体の国際戦略に関する理解	
	5-1-2 地域社会の構造・制度及びその発展に 関する論点の理解	6-1-2 様々な政策や地域の活動を対象とする 客観的な分析と評価	7-1-2 複雑な背景や文脈からなる課題に対 して、様々な理論・技術・活動の再構 成による新たな知見の獲得	
	5-1-3 地域社会に関連する課題の基本的な 性質と全体像の把握	6-1-3 対象となる課題群の相互関係の把握と 分析	7-1-3 様々な理論・政策・情報を組み合わせ た客観的な分析と評価による既存の 概念の修正に関する理解	
	5-1-4 地域社会における様々な活動と活動 を担う主体との関係の理解	6-1-4 地域社会における様々な活動と活動を 担う主体との関係の実践的把握	7-1-4 持続型社会の構築に向けた、地域社会 における様々な活動と活動を担う主 体の再構成に関する理解	

レベル 5			レベル 6	レベル 7	
5-2-0	与えられた知識を業務で利用することができる	6-2-0	複雑な課題に対して具体的な解決方法を提起し実行することができる	7-2-0	地域社会における課題をめぐむ状況を判断し、自らの力で状況を改善することができる
5-2-1	地域における個別の課題の解決のため必要かつ適切な手法の選択とその適用	6-2-1	地域における複雑な課題群について、その解決に必要な要素の特定と解決のためのプログラムの提示及び適用	7-2-1	地域における複雑な課題群の一般化とそれに対する 普遍的な解決策の提示
5-2-2	地域における実践活動に利用できる情報の把握と、業務に必要な調査・事業に関する情報の利用	6-2-2	対象となる政策・事業に関する事後評価手法の設計	7-2-2	問題の解決に必要な様々な方策や技術及び知見の特定と、それらの組み合わせ・最適化・実践
5-2-3	地域における業務の実践に必要なコミュニケーションの選択と活用	6-2-3	対象となる業務の進行に必要な利害関係者間の調整と協働関係の構築	7-2-3	対象となる業務の進行に必要な、地域社会における合意形成と地域的連帯の形成
		6-2-4	対象となる政策・事業に関する事後評価手法の詳細な設計	7-2-4	対象となる政策・事業に関する中長期的な社会的意義の評価

技能
(skills)
(このレベルで求められる技能)

レベル 5			レベル 6		レベル 7
職務遂行能力 (competence) (このレベルで求められる職務遂行能力)	5-3-0 一般スタッフとして与えられた業務を適切に処理することができる	6-3-0 特定の課題・プログラムについて、業務を主体的に管理運用することができる	7-3-0 特定の分野における責任者として業務を遂行することができる		
	5-3-1 計画やプロジェクトの策定への参画	6-3-1 地域社会における特定の計画やプロジェクト策定への主導	7-3-1 地域社会における政策提言及びプログラム運用への企画・調整・主導		
	5-3-2 課題の解決に必要な諸要素を特定し、解決に必要な対応への提案	6-3-2 特定の計画・事業の全プロセスを責任を持って推進し、構成員を組織的に活用することができること	7-3-2 実務におけるリーダーとして業務の発展と組織の改革に取り組むとともに、構成員を組織的に活用することができること		
	5-3-3 課題の解決のための地域社会における連携・協働の推進	6-3-3 課題の解決のために必要な社会的資源の調達	7-3-3 課題の解決のために必要な社会的資源を必要に応じて再構成		
	5-3-4 業務の遂行にあたって、PDCAサイクルに基づく、管理・運営の基準に沿った行動	6-3-4 業務の遂行における管理・運営への補助的な責任の分担	7-3-4 業務の管理・運営に関する特定分野の統括		

「地域公共人材育成のための 資格教育プログラム予備審査」

(戦略的大学連携支援事業業務委託事業)

報告書

平成23年3月18日

機関名 一般財団法人地域公共人材開発機構

機関の長名 代表理事 足立 幸男

はじめに

本報告書は、戦略的大学連携支援事業からの業務委託による「地域公共人材育成のための資格教育プログラム予備審査」の成果を取りまとめたものである。

本報告書が、「地域公共人材」の輩出によって新たな地域社会を創造する原動力となり、公共政策系教育・研修機関の社会的役割を高めることができれば貢献できれば、望外の幸せである。

目 次

1. 概要	
2. 委員構成	
3. 予備審査申請書	
4. 予備審査結果	
5. 関連資料	

1. 概要

1. 業務委託期間

平成 23 年 2 月 28 日～平成 23 年 3 月 31 日

2. 業務委託テーマ

『地域公共人材育成のための資格教育プログラム予備審査』

3. 業務委託の概要

(1) 事業概要

「地域公共人材」育成のための資格教育プログラムの社会的認証は、地域社会における公共的活動の多面性と高い社会的責任に対応するために、「地域公共人材」育成にかかる教育・研修プログラムの質保証と一層の改善・向上を、教育・研修プログラムの実施主体が自らの主体的な取り組みによって推進することを促し、その取り組みの結果が質保証の仕組みを強化して社会的な支持を高めるために整備するものである。

平成 22 年度提供された京都府立大学、同志社大学、龍谷大学の地域公共人材育成のための資格教育プログラムにおいては社会的認証の試行（質保証の試行）を行った。

平成 23 年度以降、新たに 6 資格教育プログラムが提供されることになり、地域公共人材育成のための制度が本格運用されうるに先立ち、戦略的大学連携支援事業からの業務委託を受けて、機構の教育・研修部会に設置されている「プログラム審査委員会」において、資格教育プログラム予備審査を実施した。

(2) 事業の目的

「地域公共人材」育成にかかる教育・研修プログラムの質保証と一層の改善・向上を、教育・研修プログラムの実施主体が自らの主体的な取り組みによって推進することを促し、その取り組みの結果が質保証の仕組みを強化して社会的な支持を高めること。

(3) 調査研究の内容

① 機構の教育・研修部会に「プログラム審査委員会」を立ち上げ、平成 23 年度以降、新たに提供される予定の京都産業大学、京都文教大学、同志社大学、龍谷大学の 4 大学における「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム（計 6 プログラム）の予備審査を実施した。

なお、「プログラム審査委員会」は公共政策系大学の教員 1 名、自治体又は民間の研修等担当者 1 名、大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者などの中から 1 名の計 3 名とした。

② プログラム審査委員会での審査の結果をもって、各教育・研修機関に「予備審査結果通知書」を送付した。

4. 業務の実施方法

(1) 委員の選任

「プログラム審査委員」は、公共政策系大学の教員 1 名、自治体又は民間の研修等担当者 1 名、大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者などの中から 1 名の 3 名とした。

(2) 委員会の開催回数

予備審査検討会 1回

※対象は平成23年度以降提供予定の「地域公共政策士」育成のための資格教育プログラム計6プログラム(5大学)。

(3) 事務局の体制

報告書等の作成等の業務は、機構の事務局が務めた。

5. 成果報告について

本委託事業の成果は、基本的に、「地域公共人材育成のための資格教育プログラム予備審査報告書(本報告書)」としてまとめた。

以上

2. 委員構成

**一般財団法人 地域公共人材開発機構 平成 22 年調査・研究・検証事業
(文部科学省戦略的大学連携支援事業受託事業)**

【プログラム審査委員】

所属	お名前
公共政策系大学（1名）	早田 幸政（大阪大学大学教育実践センター 教授）
自治体又は民間の研修等担当者（1名）	圓山 健造（（社）京都経済同友会 事務局次長）
大学プログラム評価に係る専門知識を有する学識経験者（1名）	富野 暉一郎（龍谷大学法学部教授、一般財団法人地域公共人材開発機構事務局長兼専務理事）

（順不同、敬称略）

3. 予備審査申請書

平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証 予備申請書

プログラム実施機関名 京都文教大学人間学部

実施責任者名 松 田 凡

窓口担当者名 西 本 勝 己

連絡先 0774-25-2426 (教務課)

記入日 2011 年 2 月 1 日

表示項目	内容
プログラム名 (例)〇〇履修証明プログラム、 〇〇能力プログラム等	「『文化コーディネーター』養成プログラムⅠ」 ※履修証明制度との連動は (あり ・ なし)
プログラムの種類	プログラム全体の学習アウトカムレベルから、いずれか選択してください。 ■第 1 種プログラム (レベル 5・6) □第 2 種プログラム (レベル 7) □共通プログラム (レベル 7)
構成科目等及び ポイント (単位) 数	プログラムを構成する科目および履修者に与えられるポイント (単位) 数を記述してください。 ※当該プログラムには、合計で「120 時間」を超える学習時間の設定が必要です。目安は 5 科目で 10 単位 (ポイント) + 7.5 時間 (セミナー、発表会など独自企画など) ※10 科目を超える場合は追記をお願いします。また、必須科目などがある場合は、その旨も記述してください。 1. 「地域文化とまちづくり」、または「開発援助論」 2 ポイント (単位) 2. 「フィールドワーク入門」 2 ポイント (単位) 3. 「エスノグラフィー発信技法」、または「フィールド映像技法」 2 ポイント (単位) 4. 「実践人類学実習 A」 2 ポイント (単位) 5. 「実践人類学実習 B」 2 ポイント (単位) 6. 「文化コーディネーター実践演習」 1 ポイント (単位) その他、「大学ミュージアム活動」による活動報告書を提出
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 □春学期・前期 □秋学期・後期 ■通年 □その他 ()
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より選択し、特筆すべき事項があれば自由記述して下さい。 (例) 到達目標 5-0-1 知識 5-1-2 技能 5-2-3 職務遂行能力 5-3-4 など 到達目標 6-0-1 本プログラムは「文化コーディネーター」養成をめざすものであり、その内容は、学習者が文化人類学的フィールドワークの基礎を身につけ、身近な地域と世界を広い視野で捉え活動することを通して、地域の公共に資する能力を培うことを目標としている。 知識 (Knowledge) 6-1-1 上記の構成科目 1 において、文化人類学的知識をベースとして、地域における多文化共生、異文化理解、また開発人類学の考え方についてまなび、その概略を理解していることが標準となる。 技能 (Skills) 6-2-1 構成科目 2～6 において、フィールドワークの技術を用いて地域における課題を見だし、分析し、提示できる能力を身につけていることが標準となる。 職務遂行能力 (Competence) 6-3-3 構成科目 4・5 において、地域における具体的なプロジェクトを企画あるいはそれに参加し、地域の社会的資源を活用しながら、課題解決に向けて最後まで遂行できることが標準となる。

**平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証
予備申請書（第 1 種、第 2 種プログラム用）**

プログラム実施機関名 京都産業大学

実施責任者名 岩本誠吾

窓口担当者名 中谷真憲

連絡先 京都産業大学法学部事務室 (075-705-1458)

記入日 2011 年 2 月 15 日

表示項目	内容
プログラム名 (例) ○○履修証明プログラム、○○能力プログラム等	「法政策基礎プログラム」 ※履修証明制度との連動は (☒ あり) ・ なし)
プログラムの種類	プログラム全体の学習アウトカムレベルから、いずれか選択してください。 ☒ 第 1 種プログラム (レベル 5・6) ☐ 第 2 種プログラム (レベル 7)
構成科目等及びポイント (単位) 数	プログラムを構成する科目および履修者に与えられるポイント (単位) 数を記述してください。 ※当該プログラムには、合計で「120時間」を超える学習時間の設定が必要です。 ※10科目を超える場合は追記をお願いします。また、必須科目などがある場合は、その旨も記述してください。 1. 公共政策概論 2 ポイント (単位) 2. 地方自治法 2 ポイント (単位) 3. 地方自治未来論 2 ポイント (単位) 4. 都市と法政策 2 ポイント (単位) 5. 医療・介護政策論 (社会政策特殊講義) 2 ポイント (単位) 6. 格差と雇用政策 (社会政策双方向講義) 2 ポイント (単位) 7. 雇用関係法 2 ポイント (単位) その他.
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 ☒ 春学期・前期 ☒ 秋学期・後期 ☐ 通年 ☐ その他 ()
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より選択し、自由記述して下さい。 (例) 到達目標 5-0-1 知識 5-1-2 技能 5-2-3 職務遂行能力 5-3-4 など
	到達目標 到達目標 5-0-1、5-0-2
	知識 (Knowledge) 知識 5-1-1、5-1-3
	技能 (Skills) 技能 5-2-1
	職務遂行能力 (Competence) 職務遂行能力 5-3-1、5-3-2

平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証
予備申請書（共通プログラム用）

プログラム実施機関名 同志社大学総合政策科学研究科

実施責任者名 今里滋・谷口知弘

窓口担当者名 吉田・安藤・武蔵

連絡先 075-251-3860

記入日 2011 年 2 月 15 日

表示項目	内容	
プログラム名 (例) ○○履修証明プログラム、 ○○能力プログラム等	「キャップストーン」 ※履修証明制度との連動は（あり ・ なし）	
共通プログラムの 内容及び ポイント（単位）数	それぞれの項目ごとにチェックを入れて下さい（一部記述あり）。 1. 対象 ※複数回答可 ☐自治体 ☐NPO ☐企業 ☐その他 （ ） 2. 形態 ☐グループで実施 ☐単独での実施も可 ☐単独 ☐その他 （ ） 3. 実施方法 ※複数回答可 ☐大学・研究科で募集・調整 ☐他の機関と連携して募集・調整 ☐特定の機関・団体等と連携して実施 ☐その他（ ） 4. ポイント（単位） 8 ポイント（単位） ※当該プログラムは、原則8ポイントの設定となります。	
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 ☐春学期・前期 ☐秋学期・後期 ☒通年 ☐集中（ 日間） ☐その他（ ）	
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より1つ以上選択し、自由記述して下さい。 （例）到達目標7-0-1 知識7-1-2 技能7-2-3 職務遂行能力7-3-4など	
	到達目標	地域社会の改革や発展のための計画やプログラムを責任を持って策定し実行することができる
	知識 (Knowledge)	地域社会における課題を創造的に解決するために必要な理論・技術・活動についての理解
	技能 (Skills)	地域社会における課題をめぐる状況を判断し、自らの力で状況を改善できる技能
	職務遂行能力 (Competence)	地域社会における特定の分野の責任者として業務を遂行することができる能力

**平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証
予備申請書（第 1 種、第 2 種プログラム用）**

プログラム実施機関名 龍谷大学政策学部教務課

実施責任者名 白石 克孝

窓口担当者名 中西 美也子

連絡先 075-645-2285

記入日 2011 年 2 月 15 日

表示項目	内容																						
プログラム名 (例) ○○履修証明プログラム、 ○○能力プログラム等	「龍谷大学環境政策基礎能力プログラム」(2012 年度以降開講) ※履修証明制度との連動は (☒ あり ☐ なし)																						
プログラムの種類	プログラム全体の学習アウトカムレベルから、いずれか選択してください。 ■第 1 種プログラム (レベル 5・6) □第 2 種プログラム (レベル 7)																						
構成科目等及び ポイント (単位) 数	◎、□、△、※からそれぞれ 1 つ以上選択 計 6 科目(12 ポイント) <table border="0"> <tr> <td>1. ◎環境政策総論</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>2. ◎環境経済学</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>3. □環境社会学</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>4. □持続可能な発展概論</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>5. △欧州の環境政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>6. △環境エネルギー政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>7. △保全生態学</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>8. △温暖化防止政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>9. ※コミュニケーション応用演習 I</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> <tr> <td>10. ※政策学研究発展演習 IV</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> <tr> <td>11. ※政策学研究発展演習 V</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> </table>	1. ◎環境政策総論	2 ポイント(2 単位)	2. ◎環境経済学	2 ポイント(2 単位)	3. □環境社会学	2 ポイント(2 単位)	4. □持続可能な発展概論	2 ポイント(2 単位)	5. △欧州の環境政策	2 ポイント(2 単位)	6. △環境エネルギー政策	2 ポイント(2 単位)	7. △保全生態学	2 ポイント(2 単位)	8. △温暖化防止政策	2 ポイント(2 単位)	9. ※コミュニケーション応用演習 I	<u>2 ポイント</u> (4 単位)	10. ※政策学研究発展演習 IV	<u>2 ポイント</u> (4 単位)	11. ※政策学研究発展演習 V	<u>2 ポイント</u> (4 単位)
1. ◎環境政策総論	2 ポイント(2 単位)																						
2. ◎環境経済学	2 ポイント(2 単位)																						
3. □環境社会学	2 ポイント(2 単位)																						
4. □持続可能な発展概論	2 ポイント(2 単位)																						
5. △欧州の環境政策	2 ポイント(2 単位)																						
6. △環境エネルギー政策	2 ポイント(2 単位)																						
7. △保全生態学	2 ポイント(2 単位)																						
8. △温暖化防止政策	2 ポイント(2 単位)																						
9. ※コミュニケーション応用演習 I	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
10. ※政策学研究発展演習 IV	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
11. ※政策学研究発展演習 V	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 □春学期・前期 □秋学期・後期 ■通年 ■その他 (3 年間)																						
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より選択し、自由記述して下さい。 (例) 到達目標 5-0-1 知識 5-1-2 技能 5-2-3 職務遂行能力 5-3-4 など																						
	到達目標																						
	6-0-3																						
	知識 (Knowledge)																						
	6-1-1、6-1-3																						
学習アウトカム	技能 (Skills)																						
	6-2-1、6-2-3																						
学習アウトカム	職務遂行能力 (Competence)																						
	6-3-1、6-3-3																						

**平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証
予備申請書（第 1 種、第 2 種プログラム用）**

プログラム実施機関名 龍谷大学政策学部教務課

実施責任者名 白石 克孝

窓口担当者名 中西 美也子

連絡先 075-645-2285

記入日 2011 年 2 月 15 日

表示項目	内容																						
プログラム名 (例)〇〇履修証明プログラム、 〇〇能力プログラム等	「龍谷大学都市政策基礎能力プログラム」(2012 年度以降開講) ※履修証明制度との連動は (☒ あり) ・ なし)																						
プログラムの種類	プログラム全体の学習アウトカムレベルから、いずれか選択してください。 ■第 1 種プログラム (レベル 5・6) □第 2 種プログラム (レベル 7)																						
構成科目等及び ポイント (単位) 数	◎、□、△、※からそれぞれ 1 つ以上選択 計 6 科目(12 ポイント) <table border="0"> <tr> <td>1. ◎地域・都市政策総論</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>2. ◎都市計画論</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>3. □地域経済学</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>4. □財政学</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>5. △景観・まちなみ保存政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>6. △文化・観光政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>7. △欧州の地域・都市政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>8. △米国の地域・都市政策</td><td>2 ポイント(2 単位)</td></tr> <tr> <td>9. ※コミュニケーション応用演習 I</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> <tr> <td>10. ※政策学研究発展演習 IV</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> <tr> <td>11. ※政策学研究発展演習 V</td><td><u>2 ポイント</u>(4 単位)</td></tr> </table>	1. ◎地域・都市政策総論	2 ポイント(2 単位)	2. ◎都市計画論	2 ポイント(2 単位)	3. □地域経済学	2 ポイント(2 単位)	4. □財政学	2 ポイント(2 単位)	5. △景観・まちなみ保存政策	2 ポイント(2 単位)	6. △文化・観光政策	2 ポイント(2 単位)	7. △欧州の地域・都市政策	2 ポイント(2 単位)	8. △米国の地域・都市政策	2 ポイント(2 単位)	9. ※コミュニケーション応用演習 I	<u>2 ポイント</u> (4 単位)	10. ※政策学研究発展演習 IV	<u>2 ポイント</u> (4 単位)	11. ※政策学研究発展演習 V	<u>2 ポイント</u> (4 単位)
1. ◎地域・都市政策総論	2 ポイント(2 単位)																						
2. ◎都市計画論	2 ポイント(2 単位)																						
3. □地域経済学	2 ポイント(2 単位)																						
4. □財政学	2 ポイント(2 単位)																						
5. △景観・まちなみ保存政策	2 ポイント(2 単位)																						
6. △文化・観光政策	2 ポイント(2 単位)																						
7. △欧州の地域・都市政策	2 ポイント(2 単位)																						
8. △米国の地域・都市政策	2 ポイント(2 単位)																						
9. ※コミュニケーション応用演習 I	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
10. ※政策学研究発展演習 IV	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
11. ※政策学研究発展演習 V	<u>2 ポイント</u> (4 単位)																						
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 □春学期・前期 □秋学期・後期 ■通年 ■その他 (3 年間)																						
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より選択し、自由記述して下さい。 (例) 到達目標 5-0-1 知識 5-1-2 技能 5-2-3 職務遂行能力 5-3-4 など <table border="1"> <tr> <td>到達目標</td><td>6-0-1</td></tr> <tr> <td>知識 (Knowledge)</td><td>6-1-1、6-1-2</td></tr> <tr> <td>技能 (Skills)</td><td>6-2-1、6-2-3</td></tr> <tr> <td>職務遂行能力 (Competence)</td><td>6-3-1、6-3-3</td></tr> </table>	到達目標	6-0-1	知識 (Knowledge)	6-1-1、6-1-2	技能 (Skills)	6-2-1、6-2-3	職務遂行能力 (Competence)	6-3-1、6-3-3														
到達目標	6-0-1																						
知識 (Knowledge)	6-1-1、6-1-2																						
技能 (Skills)	6-2-1、6-2-3																						
職務遂行能力 (Competence)	6-3-1、6-3-3																						

**平成 23 年度「地域公共政策士」資格教育プログラム社会的認証
予備申請書（共通プログラム用）**

プログラム実施機関名 龍谷大学政策学部教務課

実施責任者名 石田 徹

窓口担当者名 鈴木 智子

連絡先 075-645-2285

記入日 2011 年 2 月 15 日

表示項目	内容		
プログラム名 (例)〇〇履修証明プログラム、 〇〇能力プログラム等	「龍谷大学地域公共人材キャップストーンプログラム」 ※履修証明制度との連動は（あり ・ <u>なし</u> ）		
共通プログラムの 内容及び ポイント（単位）数	それぞれの項目ごとにチェックを入れて下さい（一部記述あり）。 1. 対象 ※複数回答可 ☒自治体 ☒NPO ☒企業 ☒その他（地方議会他、地域政策に関わる公益団体） 2. 形態 ☐グループで実施 ☒単独での実施も可 ☐単独 ☐その他（ ） 3. 実施方法 ※複数回答可 ☒大学・研究科で募集・調整 ☐他の機関と連携して募集・調整 ☐特定の機関・団体等と連携して実施 ☐その他（ ） 4. ポイント（単位） <u>8ポイント</u>（4単位） ※当該プログラムは、原則8ポイントの設定となります。		
開講期間	プログラム開講期間を選択してください。 ☐春学期・前期 ☐秋学期・後期 ☒通年 ☐集中（ ）日間） ☐その他（ ）		
学習アウトカム	プログラムを通して達成される「学習アウトカム」を別表より1つ以上選択し、自由記述して下さい。 （例）到達目標 7-0-1 知識 7-1-2 技能 7-2-3 職務遂行能力 7-3-4 など		
	<table border="1"> <tr> <td>到達目標</td><td>7-0-2、7-0-3</td></tr> </table>	到達目標	7-0-2、7-0-3
到達目標	7-0-2、7-0-3		
<table border="1"> <tr> <td>知識 (Knowledge)</td><td>7-1-2、7-1-4</td></tr> </table>	知識 (Knowledge)	7-1-2、7-1-4	
知識 (Knowledge)	7-1-2、7-1-4		
<table border="1"> <tr> <td>技能 (Skills)</td><td>7-2-2、7-2-3、7-2-4</td></tr> </table>	技能 (Skills)	7-2-2、7-2-3、7-2-4	
技能 (Skills)	7-2-2、7-2-3、7-2-4		
	<table border="1"> <tr> <td>職務遂行能力 (Competence)</td><td>7-3-1、7-3-3</td></tr> </table>	職務遂行能力 (Competence)	7-3-1、7-3-3
職務遂行能力 (Competence)	7-3-1、7-3-3		

4. 予備審査結果

予備審査の結果は以下の通りである。

大学名	プログラム名	結果
京都産業大学	法政策基礎プログラム	特に問題なし
京都文教大学	『文化コーディネーター』養成プログラム	特に問題なし
同志社大学	キャップストーン	特に問題なし
龍谷大学	環境政策基礎能力プログラム	特に問題なし
	都市政策基礎プログラム	特に問題なし
	地域公共人材キャップストーンプログラム	特に問題なし